会社名　株式会社ヴァレックス・パートナーズ

所在地　〒 103-0025　東京都中央区日本橋茅場町1-6-17　十字屋ビル4Ｆ
電話03-3666-0306　ファックス　03-3666-0334
ＨＰアドレス　http://www.varecs.com
代表者　代表取締役　　安　治郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商) 第571号　登録年月日　平成19年9月30日
協会会員番号　011-01578
業務開始年月　平成19年9月30日　資本金　50,000（千円）
作成部署　管理グループ　電　話　03-3668-5039

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②.法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①.法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
安　治郎	63.00%
十字屋ホールディングス(株)	35.00%
その他（従業員）	2.00%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	702	702	466	302	956
2019年3月期	333	333	157	119	665
2018年3月期	578	578	425	279	549

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9　名
②運用業務従事者数　5　名
　内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　21　年　11　ヵ月
　内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
　　投資顧問･投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
　内 調査スタッフ数　2　名、平均経験年数　3　年　6　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名
　CFA協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞

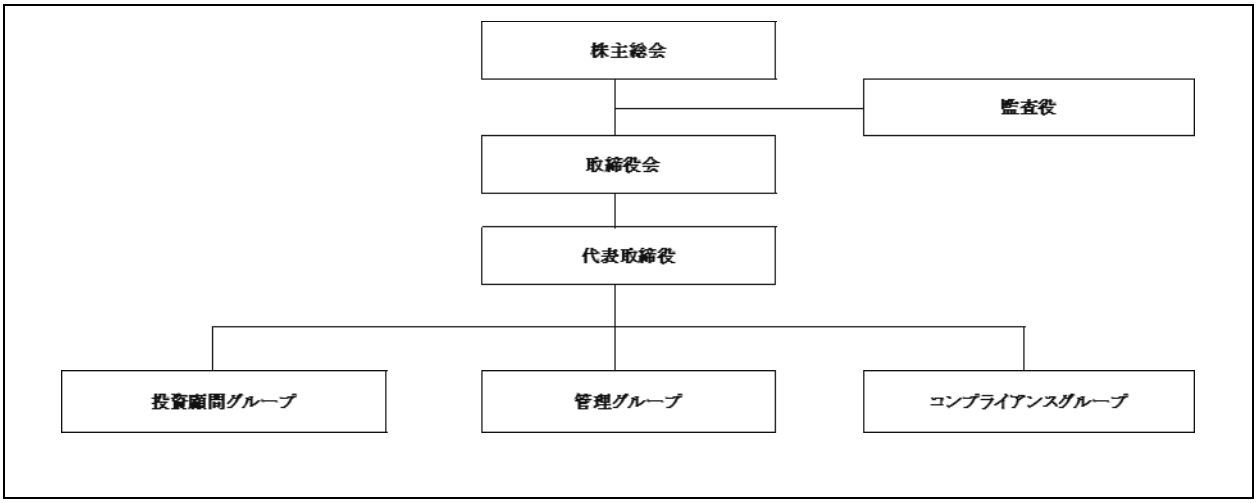

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2019年4月1日～2020年3月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	該当なし
下記①に該当する法人との取引	該当なし	．%	
		．%	
		．%	
下記②に該当する法人との取引	ジェフリーズ証券	52.9%	
	SMBC日興証券	34.9%	
		．%	
		．%	
		．%	
下記③に該当する法人との取引	該当なし	．%	
		．%	
		．%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	－	－	－	－
		その他	－	－	3	44,150
		計	－	－	3	44,150
	個人		－	－	－	－
	国内　計		－	－	3	44,150

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	1	5,315	－	－
		計	1	5,315	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		1	5,315	－	－

総合計	1	5,315	3	44,150

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、3件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－件
	－百万円
欧州	－件
	－百万円
アジア	－件
	－百万円
その他	－件
	－百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内株式特化	国内債券特化	国内その他	海外株式特化	海外債券特化	海外その他	グローバル株式特化	グローバル債券特化	グローバルその他
件数	1	－	－	－	－	－	－	－	－
金額	5,315	－	－	－	－	－	－	－	－

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円未満	50～100億円未満	100～500億円未満	500～1,000億円未満	1,000億円以上
	件数	－	－	1	－	－	－
	構成比(%)	－	－	100%	－	－	－
	金額	－	－	5,315	－	－	－
	構成比(%)	－	－	100%	－	－	－

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社は、顧客資産の保全と絶対収益の達成を運用目標とし、日本の時価総額で3,000億円以下の中堅上場企業を主な投資対象に、ファンダメンタル分析を基に割安で優良な株式を選定し、長期的な投資を行います。

この運用方法により、比較的リスクを抑えた形で、長期的に安定的な収益の達成が可能であると考えています。債券や投資信託といったその他の金融商品に関しても、同様の運用方法を行います。特に外国債券においては、金利動向や為替動向等を考慮し、投資を行います。デリバティブに関しては、運用資産のリスクヘッジ目的を主体とします。

９．投資に関する意思決定プロセス

当社は、投資顧問グループにおいて、投資方針に関する協議を随時行い、運用状況、投資環境、市場動向を勘案し、投資対象となる企業の分析結果を協議し、運用責任者が投資方針を決定し、当該投資方針に基づき、運用責任者が投資判断を行います。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

当社の提供する投資一任契約、助言契約に係るサービスに対する年間報酬は、以下の「報酬体系」に定めるところを原則としておりますが、最終的には、お客様との個別協議に基づき決定いたします。

（報酬体系）

契約期間	固定料率	成功報酬率※
１年	2.0%（税抜き）	純利益の20%（税抜き）
２年	1.5%（税抜き）	純利益の20%（税抜き）

※成功報酬の算定根拠
・純利益（売買益から売買手数料、消費税等の諸経費を差し引いた額）の２０%。
成功報酬算定期間中に生じた売買損は、当該期間中に生じた売買益と相殺する。

会社名　株式会社ウィズ・パートナーズ

所在地　〒 105-6236　東京都港区愛宕二丁目五番一号　愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー36Ｆ

電話　03-6430-6773　ファックス　03-6430-6774

HPアドレス　http://www.whizp.com/about_us.html

代表者　代表取締役会長　　安東　俊夫

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2590号　登録年月日　2011年10月25日

協会会員番号　012-02552

業務開始年月　2011年12月１日　資本金　１億円

作成部署　管理部　電話　03-6430-6773

１．業の種別

投資運用業	１．法第2条第8項第12号イに係る業務	②．法第2条第8項第12号ロに係る業務
	３．法第2条第8項第14号に係る業務	④．法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第2条第8項第11号に係る業務	２．法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第1項に係る業務	②．法第28条第2項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
－	－	－

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
松村　淳	9.7%
東海東京インベストメント㈱	9.2%
㈱昭文社	9.2%
浜垣　剛	8.8%
平澤　創	8.1%

株主名	議決権保有比率
安東俊夫	8.0%
梶本淳一	6.2%
扶桑薬品工業㈱	5.2%
江尻　隆	5.1%
中西正人	4.9%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年３月期	110	842	▲132	▲133	2,368
2019年３月期	123	1,451	▲272	▲233	2,582
2018年３月期	118	1,293	83	36	2,512

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　24　名

②運用業務従事者数　8.4　名

内 ファンド･マネージャー数　2.4　名、平均経験年数　28　年　7　ヵ月

内 投資併営会社の場合の　投信顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞

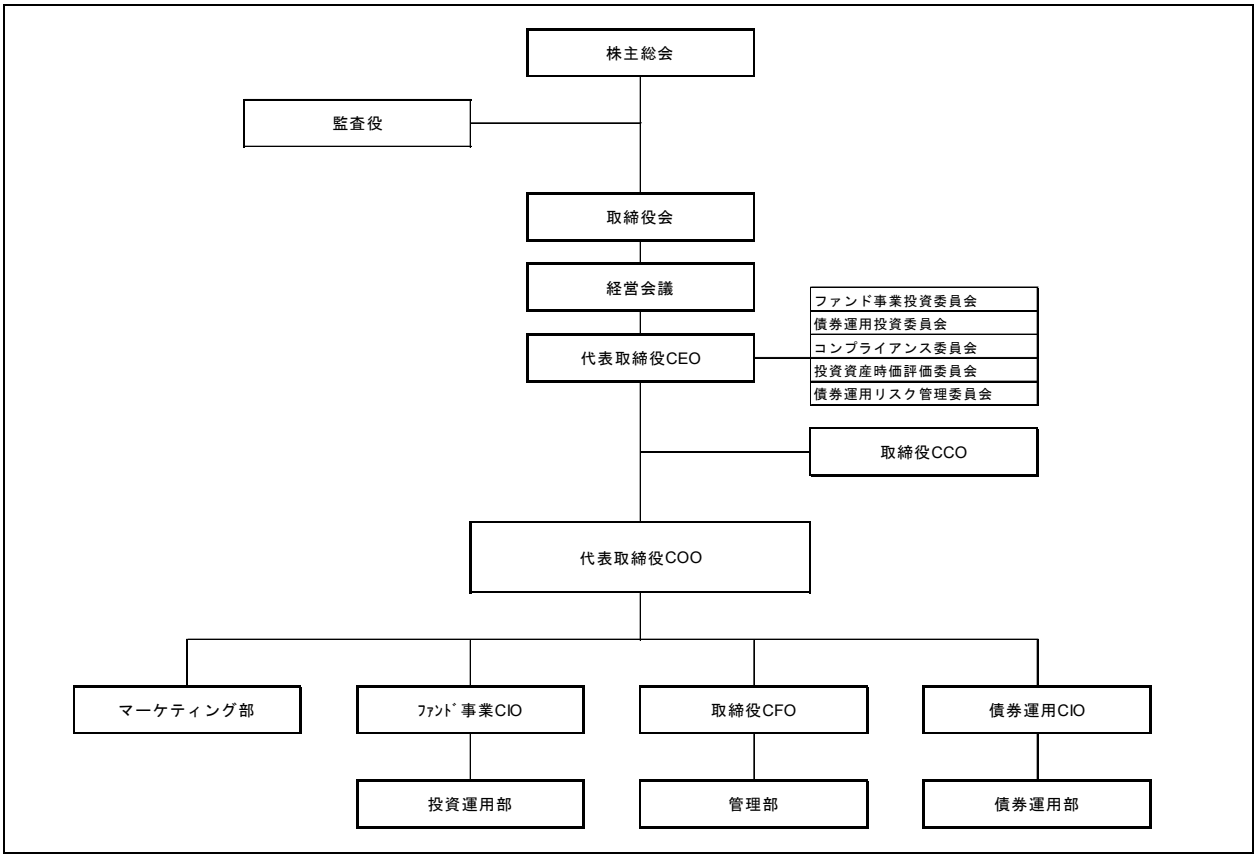

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年4月1日～2020年3月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	
下記①に該当する法人との取引		0.0%	
		．%	
		．%	
下記②に該当する法人との取引	Societe Generale International Limited	47.2%	
	Citibank,N,A.	30.8%	
	JPモルガン証券株式会社	13.6%	
		．%	
下記③に該当する法人との取引		0.0%	
		．%	
		．%	
		．%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	5	775	－	－
		その他	1	7,514	－	－
		計	6	8,290	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		6	8,290	－	－

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	1	4,921	－	－
		計	1	4,921	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		1	4,921	－	－

総合計	7	13,210	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	5	－	－	－	－	－	2
金額	－	－	775	－	－	－	－	－	12,435

④契約規模別分布状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	5	1	1	－	－	－
	構成比(%)	71.4	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0
	金額	775	4,921	7,514	－	－	－
	構成比(%)	5.9	37.2	56.9	0.0	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【投資哲学と運用方針】

ウィズ・パートナーズは、資産運用市場を完全な効率的市場とは認識しておらず、多様な市場の非効率な局面において新たな収益源泉の発見が可能と考え、その収益機会を獲得出来るものと考えています。その源泉は、秀でた情報の分析力及び当社独自のネットワークにあると確信しています。

また、市場インデックスに特に拘らず、運用収益を追及する過程においては、資産分散を考慮し、投資家への受託者責任を認識した「透明性と規律性の高い運用」を志します。また、特に意識しているのは、当社自ら価値を生み出すことに貢献できる投資を実行し、富の創出に資することを目指しています。

高い倫理観のもと、リスク資産への適正な投資を提供する事で、資産運用市場の活性化に貢献致します。

９．投資に関する意思決定プロセス

【債券運用における意思決定プロセス】

（１）投資方針を以下のプロセスで決定します。

債券運用投資委員会は、「債券運用投資委員会規程」に従って、マーケットの分析及びマクロシナリオ等の検討を行い、投資方針を決定します。

（２）投資判断（ポートフォリオの構築）

投資判断者は、債券運用投資委員会で決定した投資方針を尊重することとし、ガイドライン等の顧客と交わした契約内容を十分確認し、その資産の性格、規模、およびリスク許容度等を十分考慮し、最大のパフォーマンスの実現を目指し最適なポートフォリオを作成するよう努めます。また、投資環境等の変化に応じ、随時ポートフォリオを変更し、その最適性を常時確保するように努めます。

（３）売買執行手順

①投資判断者は、投資制限にブリーチしないことを確認し、発注伝票を作成し、売買注文を執行します。

②管理部は、出来通知受領後ガイドラインチェックを行い記録を残します。投資制限等に違反することが判明した場合には、直ちにＣＣＯに報告します。

③報告を受けたＣＣＯは、コンプライアンス・マニュアル　第６章　コンプライアンスに係る手順　Ⅰ.コンプライアンスに関する事案の処理手順に従って処理を行います。

（４）モニタリング

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス委員会規程」に従い、四半期に一度、各ファンド・口座毎に、運用の適正性（1.ガイドライン及び法令諸規則等の遵守状況　2.運用の基本方針に照らした適切性　3.運用実績の分析）について審査を行います。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

投資信託等を運用対象とする投資一任契約による報酬

原則として、以下の報酬額に消費税を加えた額を半期に一度お支払い頂きます。

報酬区分	報酬額
固定料率	・基準金額の　　０．２５％(年率) 但し、最低顧問報酬額は、年額５０万円とします。

＊「基準金額」とは、報酬の支払対象期間における各月の受託資産の月末時価残高(未収収益を含む)の平均額をいいます。

注：報酬額には、別途消費税が掛ります。

※スペースの都合上、すべての運用商品を記載できないことから、一部のみを記載しています。

会社名　ウィントン・キャピタル・ジャパン株式会社

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビルディング7階

電話　03（6250）8830　ファックス　03（6250）8835

HPアドレス　https://www.winton.com/

代表者　代表取締役　村松　明

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第2933号　登録年月日　平成28年6月23日

協会会員番号　012-02764

業務開始年月　平成28年9月　資本金　50,000　千円

作成部署　クライアント・ソリューション部　電話　03（6250）8830

１．業の種別

（適格投資家向け）投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
Winton Group Limited	100.0%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	0	153	20	4	119
2018年12月期	0	212	27	12	114
2017年12月期	0	213	27	19	102

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　4　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　4　年　2　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞

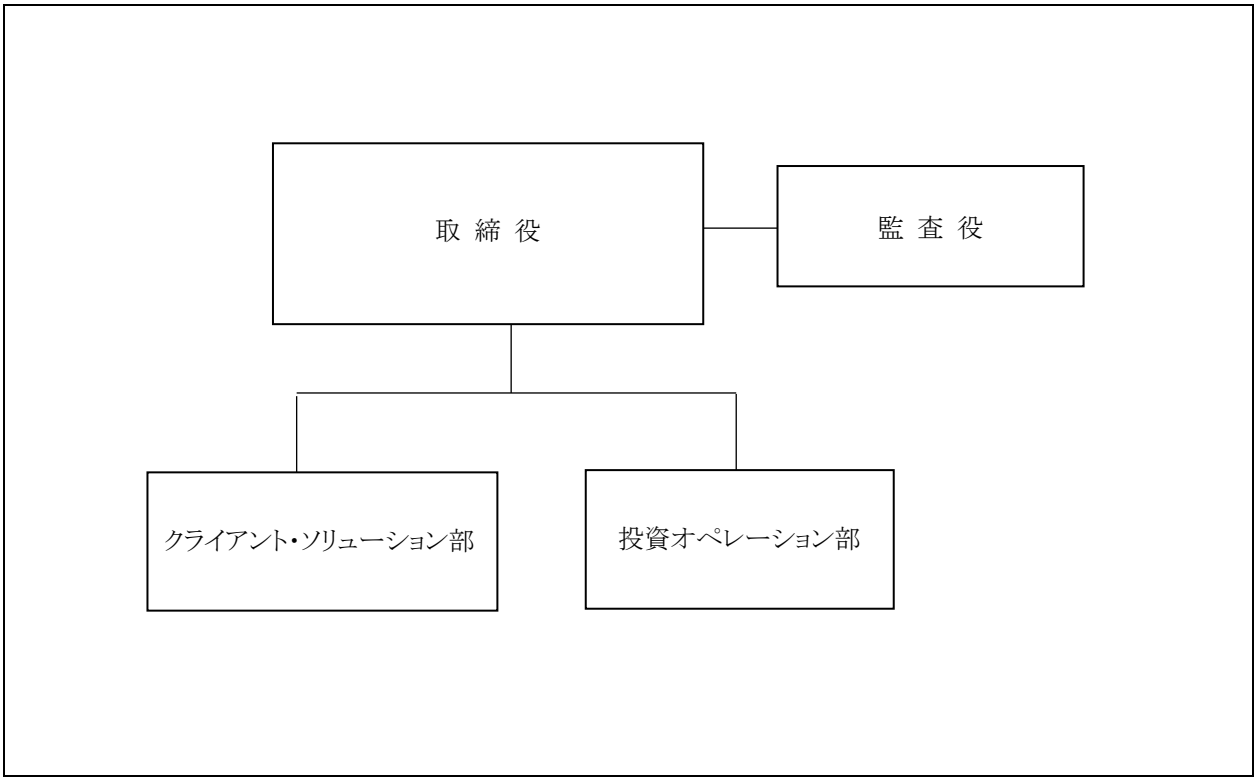

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2019年1月1日～2019年12月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		０．０ ％	
下記①に該当する法人との取引		０．０ ％	
		． ％	
		． ％	
下記②に該当する法人との取引		０．０ ％	
		． ％	
		． ％	
		． ％	
		． ％	
下記③に該当する法人との取引		０．０ ％	
		． ％	
		． ％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		－	－	－	－

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		－	－	－	－

総合計	－	－	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金額	－	－	－	－	－	－	－	－	－

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	－	－	－	－	－	－
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金額	－	－	－	－	－	－
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

Wintonグループは、高度な統計分析に基づき構築される独自のコンピューターベースの運用プログラムや各種運用戦略を通じ、他にはない投資機会や投資戦略ソリューションを提供しています。

当社は、お客様の個別の投資ニーズにあった投資戦略の提供を、お客様と共に構築することを意図しています。当社は、個別の投資条件を有する投資一任契約をお客様と締結し、お客様ごとの利益のために運用するカスタマイズした有価証券のポートフォリオを構築します。

具体的な運用方法としては、Wintonグループが運用又は助言するファンドの情報をもとに、各適格投資家の運用方針、特性等から、どのファンドに投資するかを判断し、当該ファンドを購入して運用する場合があります。

また、例えば、あるお客様がWinton グループが運用する特定のファンドと同様の運用戦略への投資を希望しているものの、当該ファンドが投資する一部の商品に関してお客様ご自身に制約があるといった場合、Wintonグループが運用又は助言する各ファンドに直接投資するのではお客様の希望に対応することが難しい場合に、当社の判断により、海外の投資運用会社かつ当社関連会社であるWinton Capital Management Limitedに対し、当社に委託された資産の運用を再委託し、より柔軟な運用戦略を提供する場合があります。

９．投資に関する意思決定プロセス

クライアント・ソリューション部長が、Wintonグループの協力のもと当社の投資運用指針を定める責任を負います。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬・投資助言業務の報酬体系：
契約資産額に対して一定の率を乗じた金額を上限とした固定報酬となります（契約資産額・計算方法の詳細は、お客様との協議により個別に定められます。）。また、契約内容によっては、上記固定報酬に加え成功報酬をいただく場合もあります。

代理・媒介業務の報酬体系：
当社の代理・媒介業務の所属業者との間で別途定める金額を代理・媒介報酬として受領します。支払時期についても別途定めるとおりとなります。

会社名　ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

所在地　〒 100-6536　東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　新丸の内ビルディング36階

電話　03-4520-4300　ファックス　03-4520-4349

ＨＰアドレス　www.westernasset.co.jp

代表者　代表取締役　　折目　尚也

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第427号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-01319

業務開始年月　平成17年４月１日　資本金　10億円

作成部署　法務・ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ部　電話　03-4520-4370

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

３．主な株主

株　主　名	議決権保有比率
レッグ・メイソン・インク	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年３月期	419	2,592	649	397	1,774
2019年３月期	430	2,616	683	432	1,776
2018年３月期	431	2,398	573	347	1,745

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　26　名

②運用業務従事者数　6　名

内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　29　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　29　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　23　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　7　名

CFA協会認定証券アナリスト数　2　名

＜組織図＞

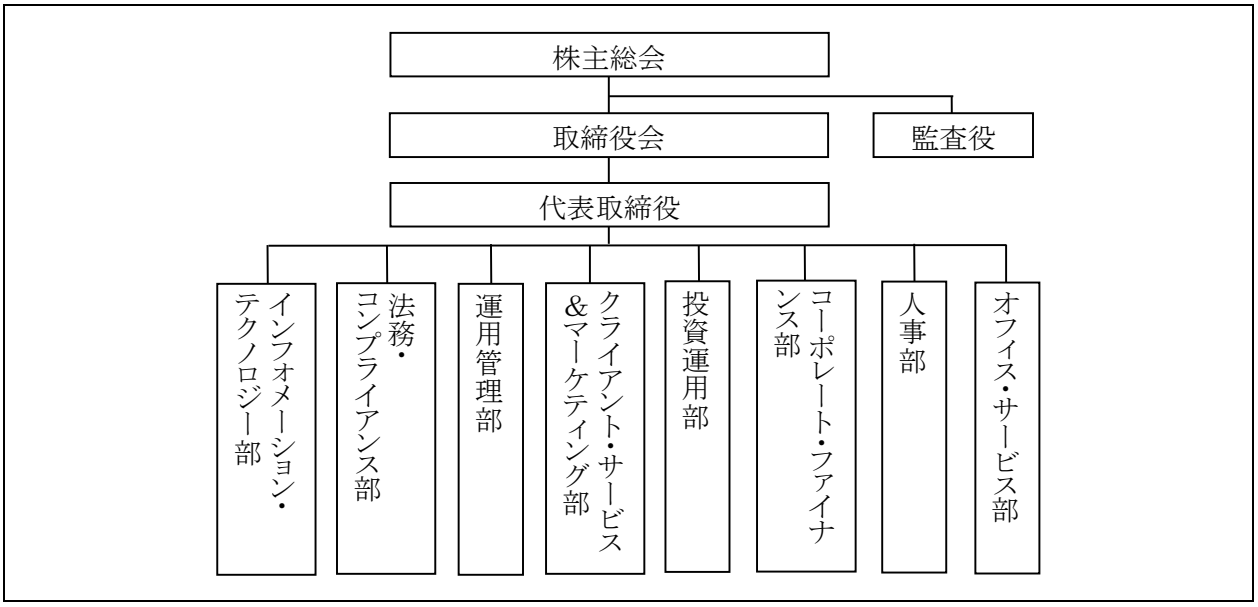

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年４月１日～2020年３月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	メリルリンチ日本証券	45.9％	
	バークレイズ銀行	18.2％	
		％	
		％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	9	47,301	－	－
		その他	11	104,176	3	469,567
		計	20	151,477	3	469,567
	個人		－	－	－	－
	国内　計		20	151,477	3	469,567

海外	法人	年金	5	6,066	2	425
		その他	88	272,558	7	3,292
		計	93	278,624	9	3,717
	個人		－	－	－	－
	海外　計		93	278,624	9	3,717

総合計	113	430,101	12	473,284

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、12 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	2　件
	4,753 百万円
欧州	4　件
	425 百万円
アジア	0　件
	0 百万円
その他	1　件
	1,313 百万円

③投資対象別運用状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	91	－	－	22	－	－	－	－
金額	－	315,958	－	－	114,143	－	－	－	－

④契約規模別分布状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	69	24	10	9	1	0
	構成比(%)	61.1	21.2	8.8	8.0	0.9	0.0
	金額	12,905	58,148	72,653	223,085	63,310	0
	構成比(%)	3.0	13.5	16.9	51.9	14.7	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【運用哲学】

長期的な観点に基づいた、ファンダメンタル・バリューの重視

・ **市場では時折ミスプライスが発生する場合があります。**証券価格は、時折公正価値（フェアバリュー）から乖離します。しかし、中長期的にはインフレーション、クレジット・ファンダメンタルズ、流動性等を反映しフェアバリューに収斂します。過小評価された証券に一貫して投資を行うことで、優れた投資リターンを獲得することが出来ると考えます。

・ **弊社はミスプライスを体系的に発掘する体制を有します。**弊社には、フェアバリューよりも低い価格で取引される市場や証券を発掘し、リターンの源泉とする能力があることを確信しています。グローバルな運用拠点に配置されたマクロ経済とクレジットのリサーチ体制を活用し、証券価格とファンダメンタルズに基づくフェアバリューを、規律と厳密さをもって相対比較することで、ミスプライスの発掘が可能になります。

・ **最も確信度の高いポートフォリオを構築します。**弊社が考えるフェアバリューと市場価格に差があるほど、こうした潜在的な投資価値に基づく投資の収益機会が大きくなります。また、弊社のファンダメンタルズに対する見通しへの確信が高いほど、弊社ポートフォリオにおける見通しに応じた戦略の重要性は高まります。

戦略の分散

・ **リターン源泉の分散を図ります。**お客様のリスク許容度に応じて、投資目標の達成を追求します。そのため、デュレーション、イールドカーブ、セクター配分、銘柄選択、国別配分、通貨戦略などの様々な戦略を通じて収益の追求と投資の分散に努めます。単一の投資戦略がパフォーマンスに過度に影響を与えることなく様々な市場環境に対応して収益を獲得できるよう複数の分散された戦略を採用します。同時に、複数の分散された戦略は、リスクの低減にも効果を発揮します。

【運用の特徴】

市場や債券セクター毎に配置された129名の運用プロフェッショナルで構成されたグローバルな運用体制により、債券市場全般に幅広い専門知識を有します。専門分野別に編成され、グローバルに配置されたスペシャリストにより構成されるセクター・チームの投資判断が、全ての地域別戦略、グローバル戦略に適用されます。このチーム・アプローチにより、ウエスタン・アセットの各セクターにおけるベスト・アイデアが、お客様のポートフォリオに反映されます。加えて、グローバルに共通の運用システムを共有しており、グローバル運用において不可欠な高水準の運用インフラを有しています。

９．投資に関する意思決定プロセス

弊社ではトップダウンのマクロ経済分析とボトムアップの銘柄調査を用いたチーム・アプローチを全ての運用戦略に適用することで、一貫した運用プロセスを維持しています。

弊社の運用プロセスは、グローバル戦略についてはグローバル投資戦略委員会が、米国戦略は米国ブロード戦略委員会が、マクロ経済見通し等のトップダウンの見通しを策定することから始まります。両委員会は、債券市場の各セクターを担当する運用部のシニアメンバーで構成されています。セクター･チームは日々の意見交換のほか、会社の見通しや方針を検討するための正式なミーティングを開催し、専門セクターのポートフォリオ構成（銘柄選択、サブセクターの配分）やセクター全体のバリュエーションに対する評価を議論し決定します。

国・地域及びセクター・チームによる見通しを基に、米国ブロード戦略委員会及びグローバル投資戦略委員会において6ヵ月から9ヵ月先の運用環境見通しをまとめます。運用環境見通しが決定すると、モデル・ポートフォリオのデュレーション、イールドカーブ、セクター配分等の目標を設定します。

担当ポートフォリオ・マネージャーは各種の制約や顧客ガイドラインを勘案しながら個別のお客様ポートフォリオを構築します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

（注）以下は、一社で最低運用金額以上の個別契約を締結される投資家向けの標準的な報酬体系の一部です。料率は、運用対象資産や運用手法その他に基づき顧客との事前の協議により決定します。投資信託の場合は投資信託ごとに信託報酬が定められておりますので、目論見書または投資信託約款でご確認下さい。

投資一任契約に係る基準料率（年率・税抜き）

グローバル国債

- 100億円以下の部分：年率 0.30%
- 100億円超の部分： 年率 0.15%

グローバル・コア・フル

- 100億円以下の部分：年率 0.40%
- 100億円超の部分： 年率 0.20%

日本債券コア

- 50億円以下の部分：年率 0.25%
- 50億円超の部分： 年率 0.15%

11. その他、特記事項

【ウエスタン・アセットの特長と強み】

総合債券運用ハウスとしての強み

- 全債券資産への調査・投資体制
- 債券最大手の１社としてのブローカーへの交渉力
- 発行体へのアクセス力

「債券」の「運用業」に特化し、債券特化型の運用会社として世界最大級の運用資産

- 1971年からの約50年の債券アクティブ運用の経験
- アクティブ・マネージャーとしての文化
- 運用業を中心とした会社・組織設計

債券運用のソリューション・スペシャリスト

- グローバルな運用ソリューション
- 東京運用チームによる運用ソリューションの提供、投資分析などのアドバイス

日本拠点における投資運用体制

- 東京運用チームは4名の運用プロフェッショナルを含めた6名の充実した運用体制（日本拠点運用部長；土井一人）
- 日本債券運用のみならず長年の経験と実績のある各国金利・通貨の相対価値分析に基づく運用も提供
- グローバルの運用体制を活用しながらも、日本のお客様の視点に立った運用サービスを展開

詳しいお問い合わせは WAClientService-MarketingTokyo@westernasset.com まで。

会社名	上田八木証券株式会社

所在地　〒 103-0021　東京都中央区日本橋本石町1丁目1番9号

電話　03-3270-2845（代）　ファックス　03-3241-0850

HPアドレス　https://www.uedayagi-sec.co.jp/

代表者　取締役社長　牧野　隆興

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第29号　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　012-02020

業務開始年月　2007年9月1日　資本金　4.8億円

作成部署　業務管理部　電話　03-3270-2845

１．業の種別

投資運用業	１．法第2条第8項第12号ロに係る業務	
投資助言・代理業	１．法第2条第8項第11号に係る業務	２．法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第1項に係る業務	２．法第28条第2項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
上田八木短資株式会社	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近3年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	177	554	215	179	645
2019年3月期	140	439	140	113	465
2018年3月期	116	361	93	61	351

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　8.5　名

②運用業務従事者数　3.0　名

内 ファンド･マネージャー数　2.0　名、平均経験年数　22　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1.0　名、平均経験年数　6　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1.0　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0.5　名

＜組織図＞

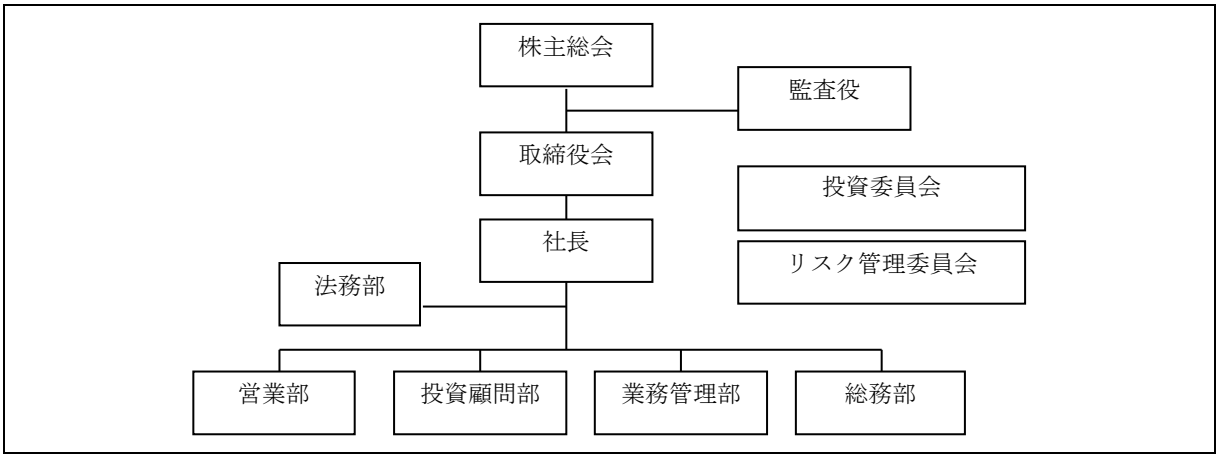

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年4月1日 ～ 2020年3月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	
下記①に該当する法人との取引		0.0%	
下記②に該当する法人との取引	International Fund Services (N.A.) L.L.C.	40.5%	
	Northern Trust Global Fund Services Cayman Limited	18.3%	
	非開示	14.4%	
	非開示	12.4%	
下記③に該当する法人との取引		0.0%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	39	71,738	－	－
		その他	5	4,843	－	－
		計	44	76,581	0	0
	個人		－	－	－	－
	国内　計		44	76,581	0	0

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	0	0	0	0
	個人		－	－	－	－
	海外　計		0	0	0	0

総合計	44	76,581	0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	2	－	－	－	－	－	－	42
金額	－	3,391	－	－	－	－	－	－	73,190

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	16	26	2	－	－	－
	構成比(%)	36.4	59.1	4.5	0.0	0.0	0.0
	金額	8,955	55,376	12,249	－	－	－
	構成比(%)	11.7	72.3	16.0	0.0	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

＜企業理念＞
当社の 3 つのエッジ、「徹底したデューデリジェンス」「徹底した商品説明」「徹底したフォローアップサービス」を提供することが、お客様の最大の利益に帰結すると考えます。

＜特徴＞
オルタナティブファンド投資専門業者
当社は、平成 13 年上田八木短資のオルタナティブファンド販売事業開始以降、オルタナティブファンド投資に特化した機関投資家営業を行って参りました。当社はオルタナティブファンド販売事業で培ったリサーチ能力やオルタナティブファンドへのアクセスを活かし、お客様と投資先のオルタナティブファンドとの間に長期的な信頼関係を築くことをサポートするとともに、証券業務を兼業する投資運用業者として、そしてお客様から信頼されるパートナーとして、独自性のあるゲートキーピングサービスを提供いたします。

運用哲学
お客様の投資目的・投資方針に基づいて、当社の経験あるポートフォリオマネージャーが投資先のオルタナティブファンドを探索し、詳細なデューデリジェンスを行ったうえで投資判断を決定します。オルタナティブファンドというアセットクラスへの投資は、ただ収益の獲得を目指すことだけが目的ではなく、レポーティングやマネージャーとの対話を通じて相場の見方・投資アイデアへの理解など副次的な学習効果を得られることもあります。当社は、投資先のオルタナティブファンドとの長期的な信頼関係の構築はお客様のオルタナティブファンド投資が成功するための必要十分条件であると考えております。

９．投資に関する意思決定プロセス

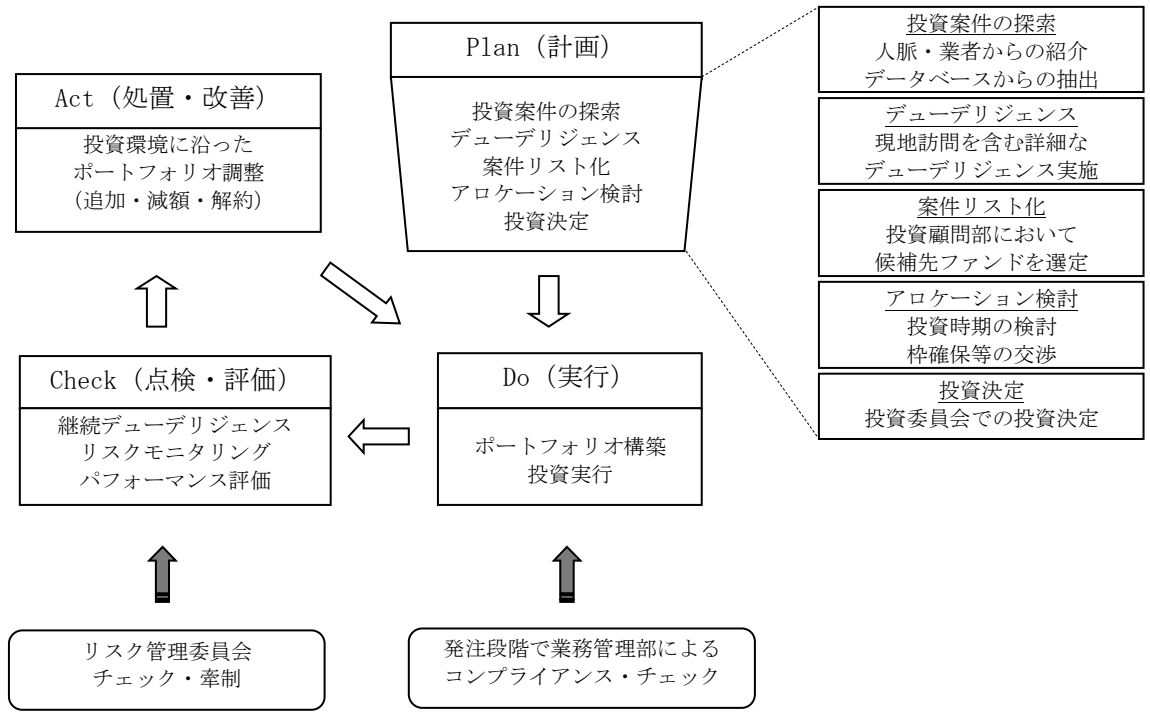

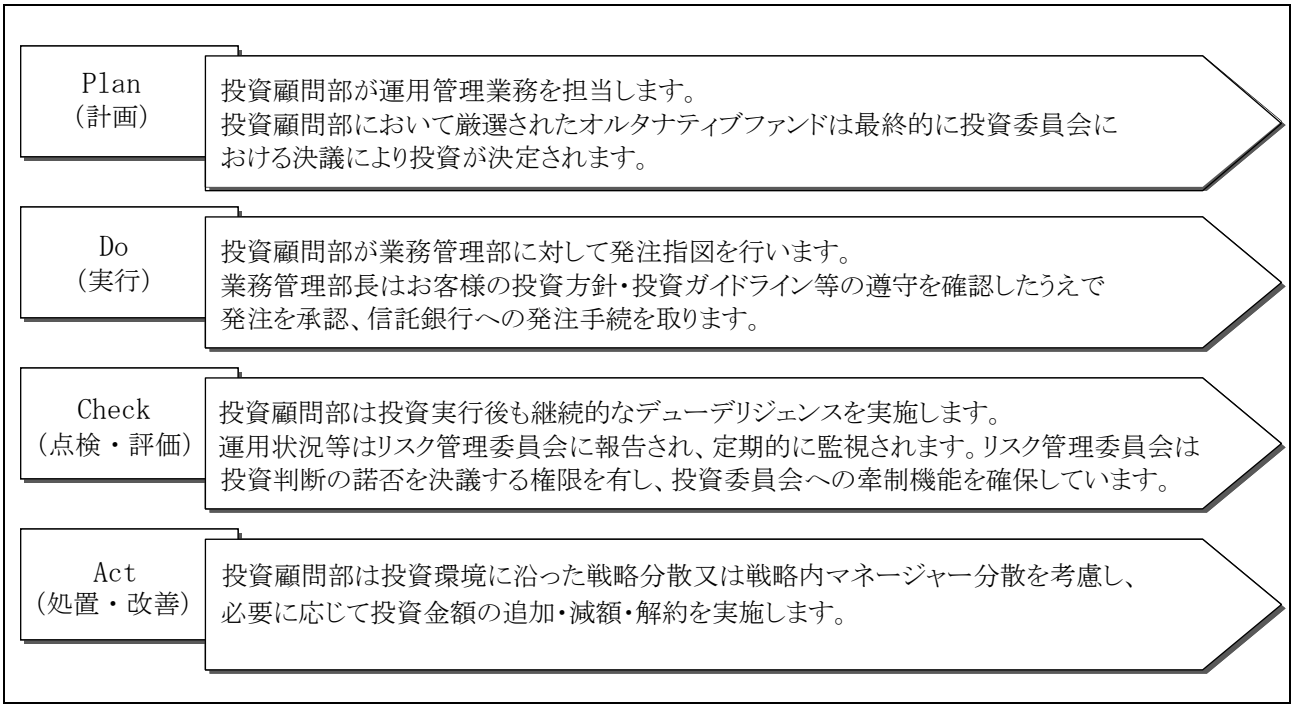

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資顧問契約および投資一任契約に係る報酬については、当社規定に基づき、契約資産の金額、投資対象、運用方法、契約期間等により、料率は年2.0%（税抜）を上限とし、お客様と個別協議の上決定させて頂きます。実績報酬を組み合わせて設定する場合には、ハイウォーターマーク等を超過した収益部分の20.0%（税抜）を上限とし、お客様の契約資産額や運用手法、サービス内容等の事情に鑑み、個別協議により決定させていただきます。

会社名　ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド

所在地　〒 100-0005　東京都千代田区丸の内１丁目１番１号

電話 (03)5533-0011　ファックス (03)5533-0022

HPアドレス https://www.wellington.com/japan

代表者　日本における代表者　久宗　利規

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第428号　登録年月日　平成19年９月30日

協会会員番号　011-00751

業務開始年月　平成９年11月28日　資本金　600万シンガポールドル
（持込資本金）0円

作成部署　法務・コンプライアンス部　電話　(03)5533-0011

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3．主な株主

株主名	議決権保有比率
ウエリントン・マネージメント・グローバル・ホールディングス・リミテッド	100%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	3,979	7,546	1,494	914	3,163
2018年12月期	6,156	9,572	1,829	1,115	5,495
2017年12月期	5,963	9,276	1,656	1,140	4,379

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　93　名

②運用業務従事者数　14　名

内 ファンド・マネージャー数　14　名、平均経験年数　18　年　6ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　7　名、平均経験年数　17　年　3　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　7　名、平均経験年数　19　年　10　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　20　名

CFA協会認定証券アナリスト数　13　名

＜組織図＞

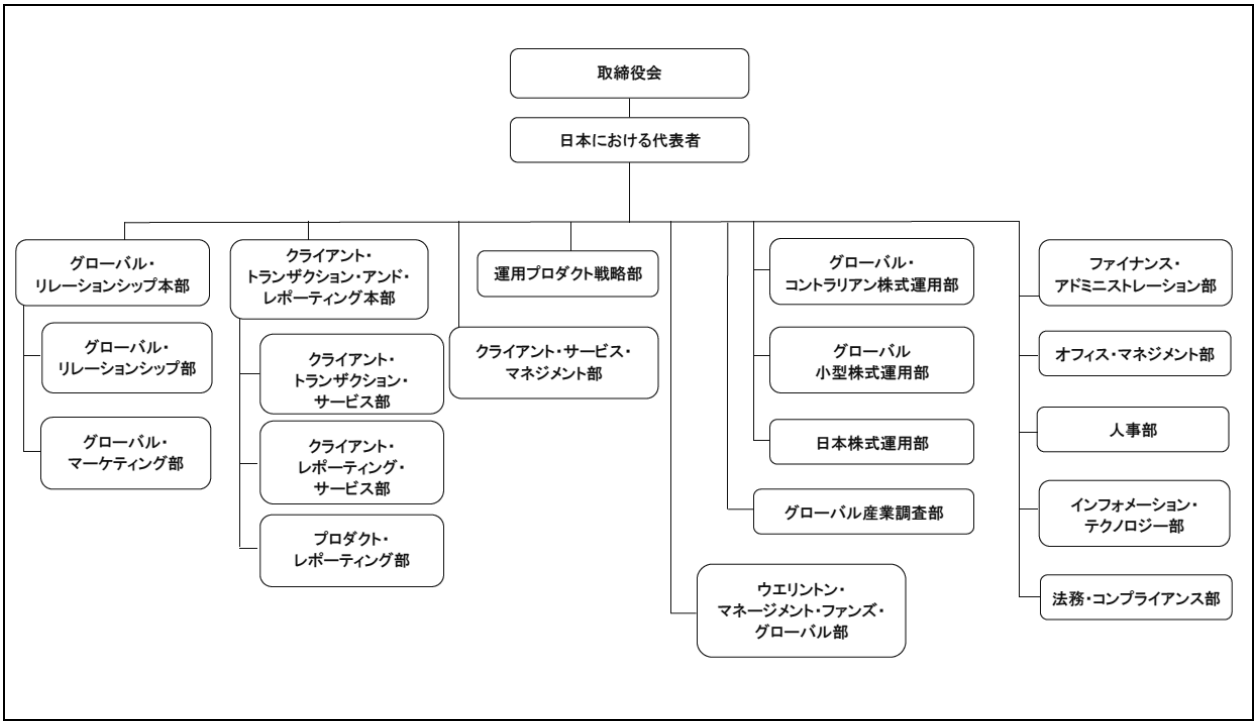

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年1月1日～2019年12月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	ゴールドマン・サックス証券	26.90％	
	ＪＰモルガン証券	11.38％	
	モルガンスタンレー証券	10.29％	
		．％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	17	278,638	－	－
		私的年金	33	512,682	－	－
		その他	1	7,871	－	－
		計	51	799,191	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		51	799,191	－	－

海外	法人	年金	20	55,593	－	－
		その他	71	232,009	－	－
		計	91	287,602	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		91	287,602	－	－

総合計	142	1,086,794	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	9件 16,940百万円
欧州	4件 26,053百万円
アジア	3件 3,168百万円
その他	4件 9,431百万円

③投資対象別運用状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	30	－	－	32	14	－	60	4	2
金額	141,822	－	－	326,374	126,886	－	392,437	62,535	36,739

④契約規模別分布状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	41	49	23	28	－	1
	構成比(%)	28.9%	34.5%	16.2%	19.7%	－	0.7%
	金額	15,766	126,165	162,627	537,477	－	244,757
	構成比(%)	1.5%	11.6%	15.0%	49.5%	－	22.5%

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

ウエリントン・マネージメントでは、その調査部門およびポートフォリオ・マネジメント部門の組織形態により、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が存在せず、また全社的に共通する投資哲学による制約や統制も設けられておりません。ウエリントン・マネージメントは各々明確な投資目標と一貫した投資アプローチを持つ様々な種類の投資スタイルを提供しており、各専門の運用チームが各投資スタイル固有の条件内で広範な裁量を持ち、個別の投資哲学のもとに運用を行っています。

９．投資に関する意思決定プロセス

弊社グループでは投資家の多岐にわたる投資目的に合わせて様々な投資手法を活用しておりますので、全てのポートフォリオに適用することができる統一された運用プロセスが存在する訳ではありません。しかし、それらの投資手法のほとんどはグループ独自のアナリストによる調査がその根幹を成しています。ウエリントン･マネージメントの調査グループは広範囲で、かつ詳細な調査を行っています。調査グループには産業アナリストや地域アナリスト、エコノミスト、クオンツ・アナリストに加え、モーゲージ債といった特定の債券を分析する特化債券アナリスト等も数多く含まれています。ウエリントン･マネージメントではアナリストとしてのキャリア・パスが確立されており、アナリストの社外流出は低く抑えられ、結果としてアナリストは長期的な視点に立った分析を行うことが可能となります。

また、各アナリストの調査結果は社内の運用プロフェッショナルが公式、非公式を問わず様々な場で積極的に議論することにより、投資プロセスに反映されています。更に、ポートフォリオによってはアナリストが直接運用をするものもあり、アナリストによる銘柄推奨に対する責任は明確になっています。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

一任運用

（1）グローバル・リサーチ・エクイティ

契約資産時価額	*年間報酬料率*
最初の50億円につき	0.75%（税抜）
次の50億円につき	0.65%（税抜）
100億円を超えた分につき	0.55%（税抜）

最低契約資産額：50億円（直接投資）

上記投資顧問報酬に対して別途消費税等相当額（10%）が加算されます。

（2）グローバル債券（除く日本）

契約資産時価額	*年間報酬料率*
一律	0.35%（税抜）

最低契約資産額：200億円（直接投資）

上記投資顧問報酬に対して別途消費税等相当額（10%）が加算されます。

上記は弊社が提供可能な多様な運用スタイルのうち、代表的なもののみを掲載しております。詳細につきましては弊社営業担当者にご照会ください。

11. その他、特記事項

(1) 実質的親会社であるウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの概要

実績

- 1928年創業。100%運用業務のみに専念（2020年3月末現在）
- 一任運用資産約1兆40億ドル〈約108兆円〉
- 830名の運用プロフェッショナル多様な商品・顧客
- 様々なスタイルの株式、債券、マネーマーケット等
- 投資信託、年金基金、財団、変額年金、保険グローバル等（2020年3月現在）
- 米国を除く60カ国以上の顧客より約2,534億ドル（約27.4兆円）を受託
- 世界中に有する幅広い顧客層非公開の独立系
- 常勤社員が会社を保有するプライベート・パートナーシップ

(2) ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにおける運用プロフェッショナル
― 規模・経験年数・定着率

WELLINGTON MANAGEMENT®

運用チームは、社内全域の調査情報にアクセス可能

ファンダメンタル調査、ESG調査、定量分析、マクロ調査、テクニカル分析など、多岐に亘る調査プラットフォームを独自に構築

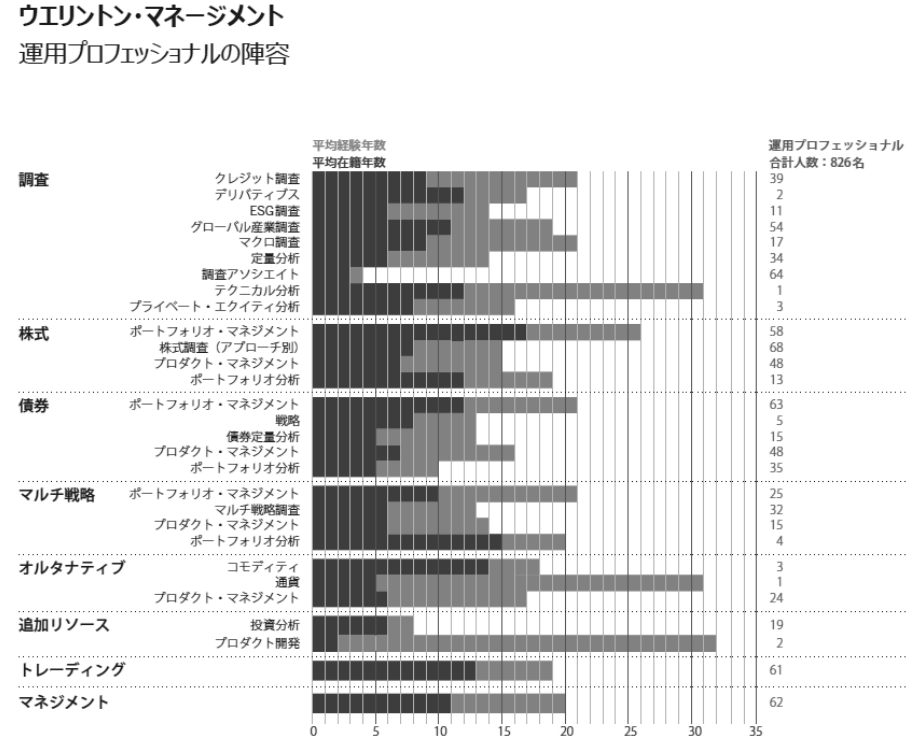

会社名　ウエルインベストメント株式会社

所在地　〒 162-0044　東京都新宿区喜久井町65番地　糟屋ビル３階

電話　03-5272-0471　ファックス　03-5272-0472

HPアドレス　http://www.weruinvest.com

代表者　代表取締役社長　　瀧口　匡

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2585号　登録年月日　平成23年10月14日

協会会員番号　012-02545

業務開始年月　平成23年10月28日　資本金　4.61億円

作成担当者　管理部　電　話　03-5272-0471

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	④．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
学校法人早稲田大学	10.2%
その他	89.8%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年9月期	66	190	22	19	560
2018年9月期	33	153	21	17	481
2017年9月期	27	114	18	15	469

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　１４　名

②運用業務従事者数　６　名

内 ファンド・マネージャー数　４　名、平均経験年数　２２　年　４　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投顧・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　１　名、平均経験年数　５　年　０　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　１　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞

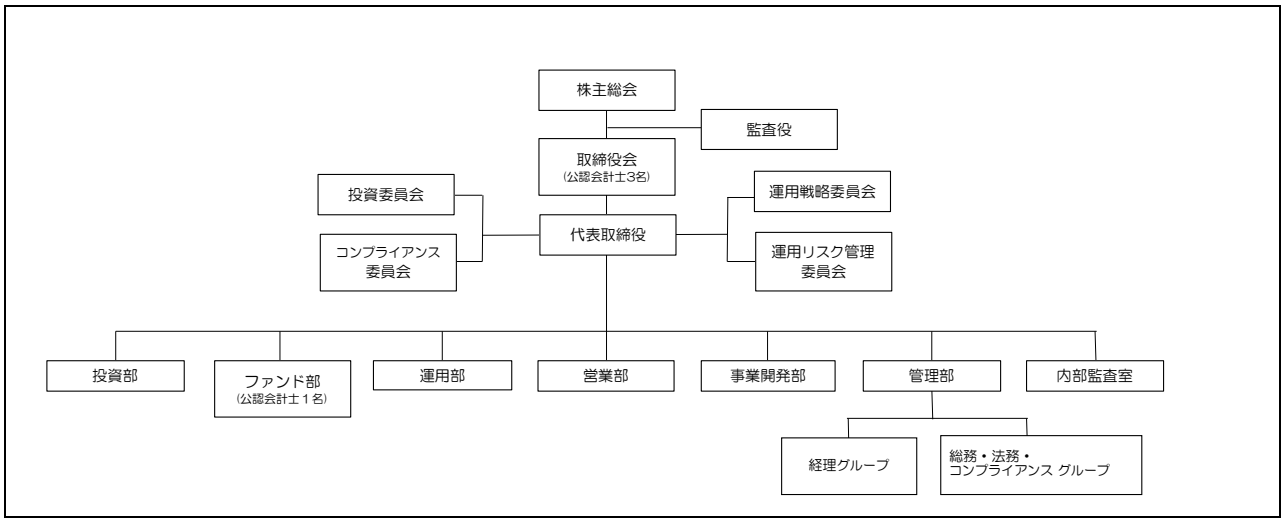

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2018年10月1日～2019年9月30日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引		．％	守秘義務等により非開示
		．％	
		．％	
		．％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	5	10,778	－	－
		その他	3	2,148	－	－
		計	8	12,926	0	0
	個人		－	－	－	－
	国内　計		8	12,926	0	0

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	0	0	0	0
	個人		－	－	－	－
	海外　計		0	0	0	0

総合計	8	12,926	0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	件
	百万円
欧州	件
	百万円
アジア	件
	百万円
その他	件
	百万円

③投資対象別運用状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	1	6	1						
金額	3,093	5,681	4,152						

④契約規模別分布状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	3	5	－	－	－	－
	構成比(%)	37.5	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	金額	1,443	11,483	－	－	－	－
	構成比(%)	11.2	88.8	0.0	0.0	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

○使命

１．アルファのご提供

本邦資本市場にイノベーションを引き起こし、新たなアルファを提供する企業を創出することで、日本経済の発展に寄与することを使命とします。そのため、弊社は資本市場に変革をもたらすようなイノベイティブな投資手法やアイデアに関して絶えず調査・分析を行っております。現在ご提供しております投資戦略は、資本市場にイノベーションをもたらし、投資家に新たなアルファを提供するものと位置付けています。

２．信頼と継続

弊社は、顧客との信頼関係を長期的に構築するため、顧客本位の業務運営と法令遵守を経営の基本方針とし、企業倫理、法令、社内規則、金融庁の監督指針、証券取引等監視委員会の検査マニュアル等を遵守し、投資家の保護に務めてまいります。特に、弊社が日本経済発展に寄与するためには、その社会的役割の重要性を認識することが必要不可欠であると考えています。その認識をしっかりと経営戦略の根幹として位置付け、弊社は資産運用を行ってまいります。

○投資哲学

１．「投資家の満足が第一の使命」という哲学を共有できるマネジャーを選別します。これにより、投資家に信頼頂ける投資戦略を、長期に提供することが可能と考えます。

２．高品質なマネジャーを選別します。これにより、投資家の資産運用の効率向上に、長期にわたって資することが可能と考えます。

３．従来とは異なった独自性を長期に確保可能なマネジャーを選別します。これにより、投資家の分散投資に貢献することが可能と考えます。

４．マネジャーへの支援を強力にコミットし、多くの時間とエネルギーをマネジャーと共有することにより、定量分析・定性分析の両面において、信頼性の高いマネジャー選別とモニタリングを継続します。

９．投資に関する意思決定プロセス

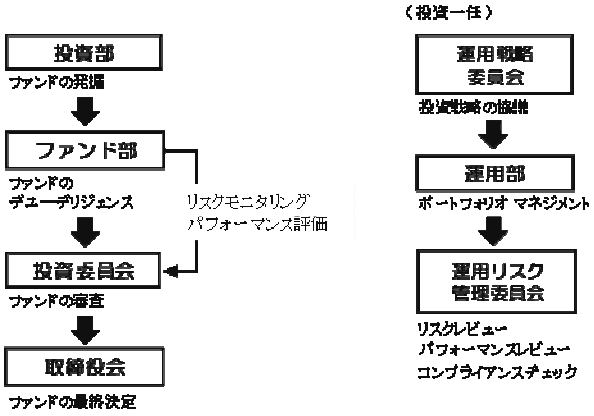

［上図左側］ ファンドの発掘は投資部により行い、ファンド部にてファンドのデューデリジェンスを実施いたします。その後、デューデリジェンスの結果を踏まえて投資委員会にて審査を実施しています。また、投資後のリスクモニタリングやパフォーマンス評価はファンド部にて適時実施致して投資委員会へフィードバックしています。最終的に取締役会の承認によりファンドの売買を決定致します。

［上図右側］投資一任資産の運用は、取締役会にて定めた「投資方針」「包括ガイドライン」「運用計画書」に基づき、投資先となる債権等の投資戦略を協議します。その投資戦略に基づき運用部にてポートフォリオマネジメントを行い、その状況を運用リスク管理委員会にてレビュー、チェックし、マネジメントに関するコンプライアンスの遵守状況のチェックを行います。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約に係る報酬の報酬料率、適用条件については顧客との協議の上、双方合意のもとに決定します。

11. その他、特記事項

○ウエルインベストメントの特徴

ウエルインベストメント （WERU Investment） は、早稲田大学アントレプレヌール研究会 （WERU） の発足を活動の起源とし、約25年間にわたって、イノベイティブな事業の起業や成長支援を行ってきました。

その経験と実績に基づき、 投資運用業者として、イノベイティブな投資戦略、他に類を見ないテクノロジーを投資家に提供しています。

＜特徴＞

（1）大学資源（人材と知財）の活用

（2）“信頼”と 高度な“専門性” （Ph.D 4名、公認会計士 3名）

（3）卓越した実績

①優れたマネジャー・企業の発掘

②ハンズ・オンによる広範で強力な支援

○外部監査

2020年3月31日時点における投資一任業務に係るシステムの記述書及び内部統制のデザインに関する独立受託会社監査人の保証報告書 （Type2） を監査法人より受領しています。

会社名　Wealth Management株式会社

所在地　〒 106-0047　東京都港区南麻布五丁目2番32号

電話　03-5421-7753　ファックス　03-5421-7754

HPアドレス　http://wealth-management.jp/

代表者　代表取締役　荒井　裕樹

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第3040号　登録年月日　2018年2月21日

協会会員番号　012－02816

業務開始年月　2017年10月　資本金　0.5億円

作成部署　総務部　電話　03-5421-7753

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
August Yield Limited	100.0%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年9月期	198	210	38	28	112
2018年9月期	11	38	△16	△16	84
年　月期					

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　7　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　9　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　1　年　4　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞

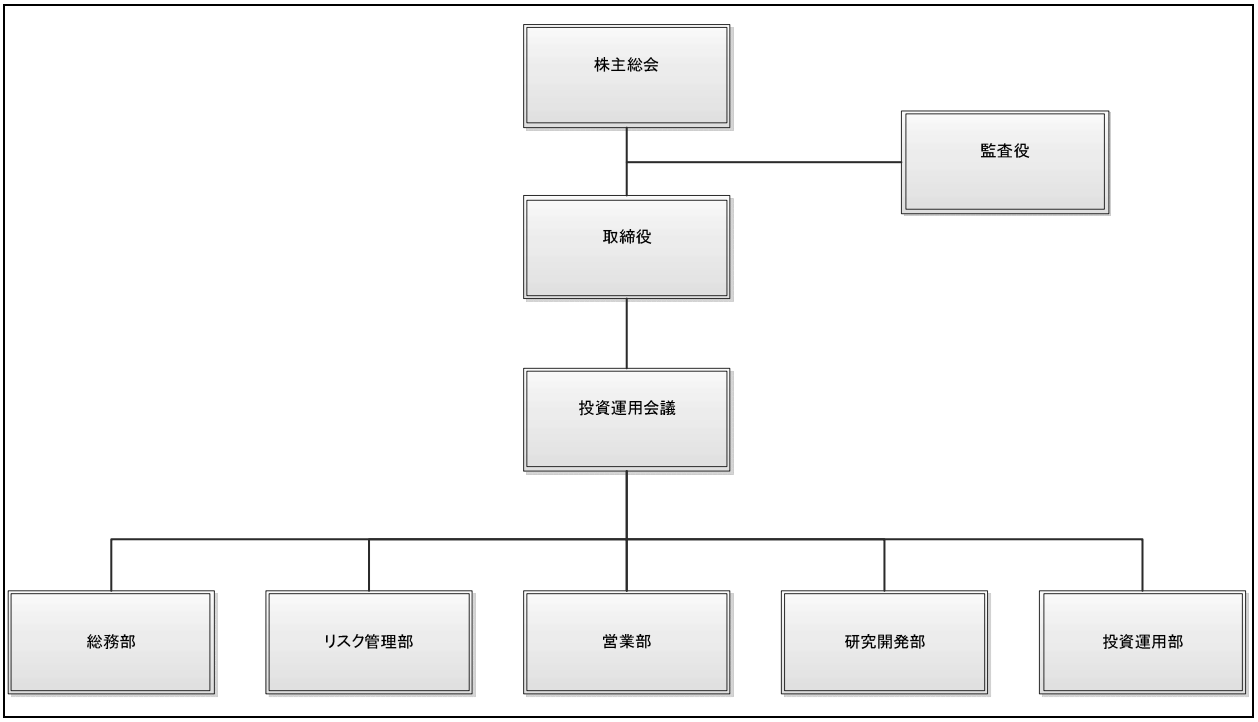

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2018年10月１日～2019年9月30日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．　％	
下記①に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引	INTERACTIVE BROKERS LLC	100.0 ％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	0	0	0	0
	個人		－	－	－	－
	国内　計		0	0	0	0

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	1	9,419	－	－
		計	1	9,419	0	0
	個人		－	－	－	－
	海外　計		1	9,419	0	0

総合計	1	9,419	0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	－	－	－	－	1
金額	－	－	－	－	－	－	－	－	9,419

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	－	－	1	－	－	－
	構成比(%)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	金額	－	－	9,419	－	－	－
	構成比(%)	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社の投資哲学は、当社の事業の基本的性格が、富裕層に対する資産の保全・運用・管理を主とするファミリーオフィス事業であることから、富裕層の投資志向に即し、且つ他に優れた選択肢に乏しい分野における投資の選択肢を提供することにあります。

運用のスタイルは、その目標とする投資収益率(リターン)及び資産価格変動率(ボラティリティ)の程度については可能な限りボラティリティを抑制し、且つ主として一般的な株価指数と他の金融商品の価格変動との相関性をも抑制しつつ、長期的に見て当該ボラティリティ以上のリターンを達成することを目標とするものであり、限定されたリスク許容度を前提としつつ、長期的に見て物価上昇率及び長期国債利回りを上回るリターンを達成することにより資産の保全を志向する傾向がある、富裕層の投資志向に即した投資商品を提供するとする当社の上記投資哲学に沿った運用スタイルとなっております。

９．投資に関する意思決定プロセス

投資方針は、「業務取扱要領」及び「投資運用会議規則」に基づき、投資運用会議（構成員：投資運用部長、リスク管理部長、総務部長、オブザーバー：コンプライアンス業務委託先）が決定し、同方針決定に基づく投資判断を投資運用部が行う。当該投資判断に基づく取引の執行（証券会社等ブローカーに対する指図）は、総務部において行う。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬・投資助言報酬とも、運用対象商品・運用手法等に基づき、一定の基準のもとに顧客との協議の上、双方の合意に基づき決定しております。

11．その他、特記事項

適格投資家向け投資運用業の登録を行っております。

会社名	HSBC投信株式会社

所在地 〒 103-0027　東京都中央区日本橋3丁目11番1号　HSBCビルディング

電話　03-3548-5690　　ファックス　03-3548-5679

ＨＰアドレス　www.assetmanagement.hsbc.co.jp

代表者　代表取締役　金子正幸

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第308号　　登録年月日　2007年9月30日

協会会員番号　010-00138

業務開始年月　1987年3月12日　　資本金　4.95億円

作成部署　コンプライアンス部　　電　話　03-3548-5690

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
事務所	大阪事務所	大阪府大阪市北区中之島３丁目３番３号　中之島三井ビルディング

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド	100%

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	84.8	6,072.3	85.5	33.2	1,829.3
2018年12月期	80.7	6,360.8	411.7	261.5	1,796.0
2017年12月期	77.4	6,349.6	498.2	326.0	1,534.4

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　57　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　21　年　11　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　2　名、平均経験年数　21　年　11　ヵ月

内 調査スタッフ数　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　11　名

CFA協会認定証券アナリスト数　3　名

香港上海銀行、HSBCセキュリティーズ兼職者を除いた人数を記載しております。

＜組織図＞

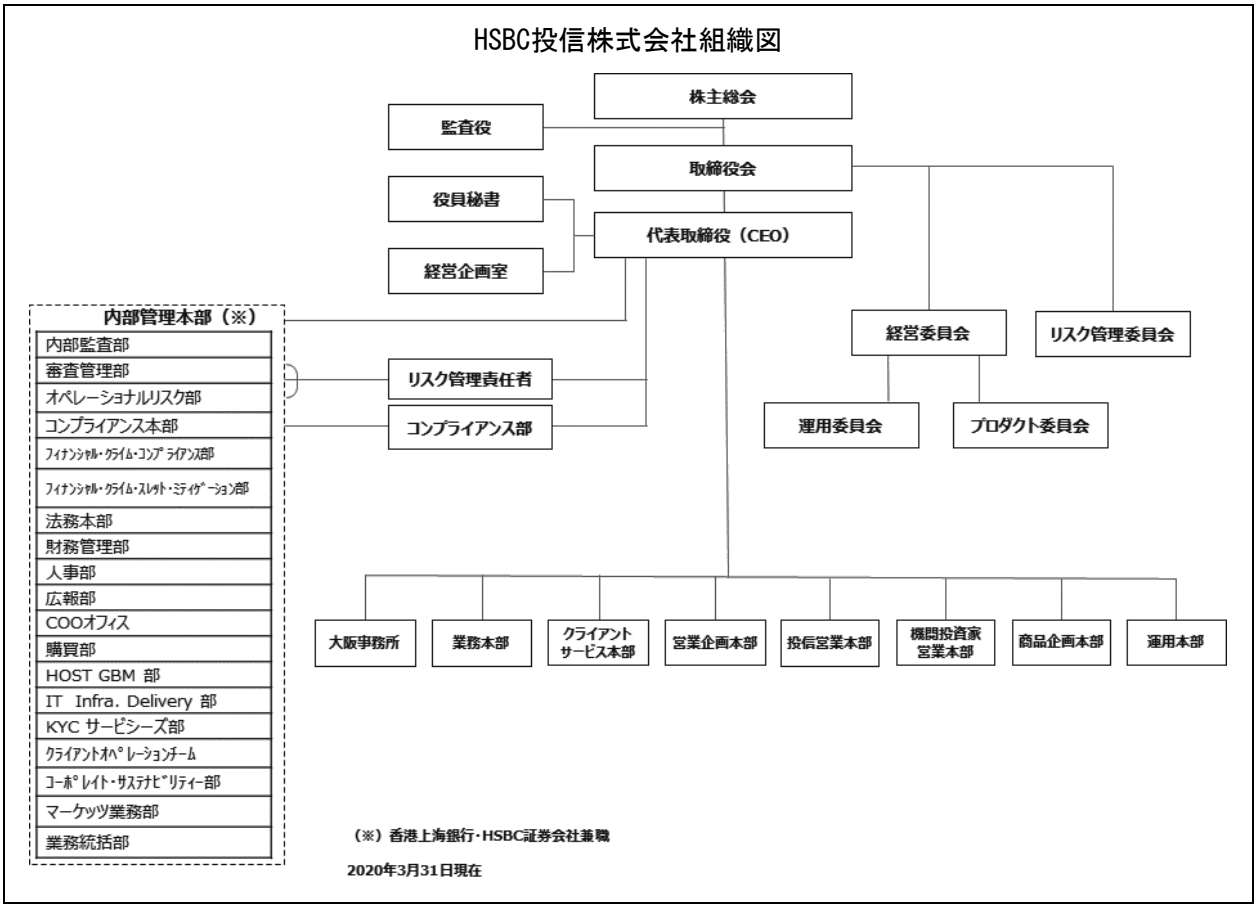

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年1月1日～2019年12月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0 %	
下記①に該当する法人との取引		0 %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	SOCIETE GENERALE INTL LTD/LDN	36.9%	
	BARCLAYS CAPITAL/NEW JERSEY	32.1%	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	HSBC Bank Plc/LONDON	4.6%	
	HSBC France, Luxembourg Branch	0.9%	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	2	44,921	－	－
		私的年金	8	14,229	－	－
		その他	－	－	1	2
		計	10	59,150	1	2
	個人		－	－	－	－
	国内　計		10	59,150	1	2

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		－	－	－	－

総合計	10	59,150	1	2

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、1件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	9	－	－	－	1
金額	－	－	－	－	57,595	－	－	－	1,555

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	2	6	－	2	－	－
	構成比(%)	20.0%	60.0%	－	20.0%	－	－
	金額	1,517	12,712	－	44,921	－	－
	構成比(%)	2.6%	21.5%	－	75.9%	－	－

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

HSBCグローバル・アセット・マネジメントでは、「市場は非効率的であり、経験豊富な運用者がその非効率性を特定し捉えることにより、顧客ポートフォリオに付加価値を与えることが可能である」という運用哲学をグループ全体で共有しています。明確な投資哲学と、それを具体化する

運用プロセスが、長期に亘り付加価値を提供する鍵であると考えます。

HSBCグローバル・アセット・マネジメントでは、世界25の国と地域に在籍する600名以上の現地市場に習熟した運用プロフェッショナルが、資産ごとにグローバルで一貫した規律ある運用プロセスを通じて、HSBCの運用哲学を実現することが可能だと考えます。各拠点の現地運用チームは、グローバルに構築されたプラットフォームを通して相互に情報交換を行うことで、より多くの収益獲得機会を創出します。

9．投資に関する意思決定プロセス

HSBCグローバル・アセット・マネジメントが提供する主な運用戦略ごとの投資プロセスは以下の通りです。

外国債券運用戦略

■グローバル債券／グローバル・エマージング債券／アジア債券／欧州債券（アクティブ運用）

- 独自のリサーチに基づく規律あるアクティブ運用
- 運用チームの高度な専門性を活かす、個別戦略ごとの運用
- 厳格なリスク配分の下、様々な運用戦略を組み合わせリターンを最大化
- 金利、為替、新興国国債、社債についてグローバルで運用プロセスを標準化
- グループとしての豊富な運用リソースが投入された、独自のリスク管理ツールを活用

＜債券運用プロセス＞

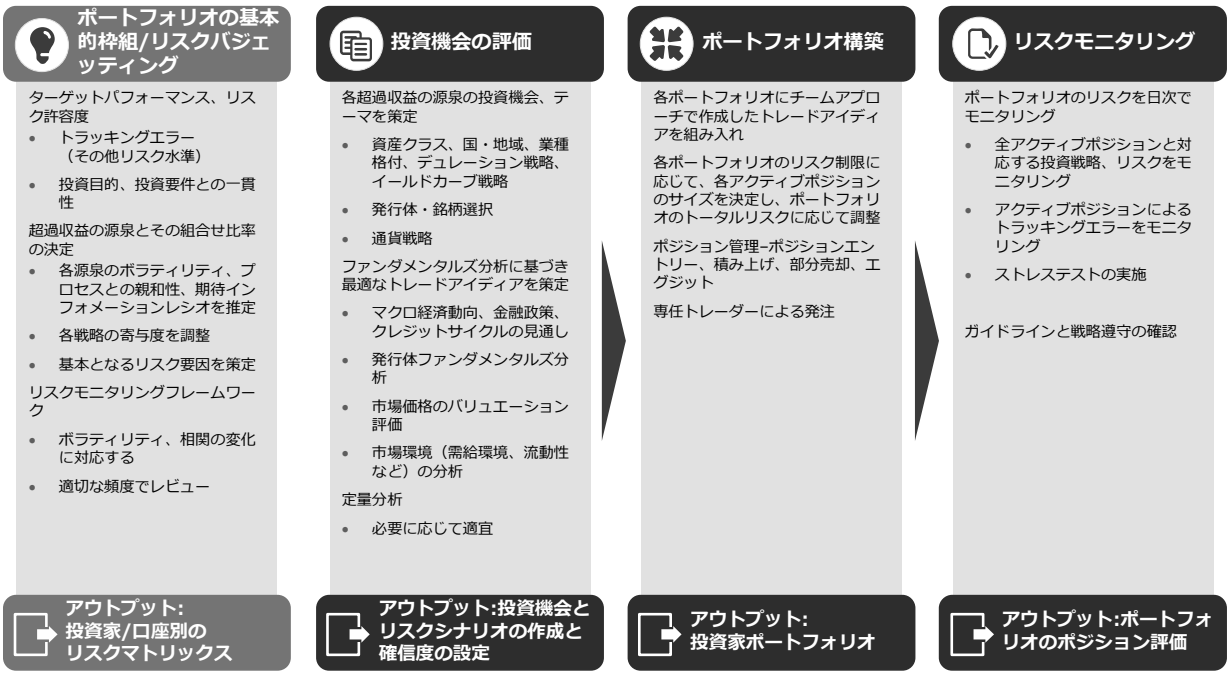

外国株式運用戦略

■グローバル株式／地域特化型株式／単一国株式（アクティブ運用）

- 運用プロセス、リサーチ手法、定量ツールをグローバルで共通化
- ベストプラクティスの共有と投資アプローチの一貫性をグローバルに担保する一方、ローカルの意思決定を尊重し、個別の状況下での運用の最適化を図る
- HSBCのグローバルなネットワークから得られる現地情報が、銘柄分析での優位性を高める
- グループとしての豊富な運用リソースが投入された、独自のリスク管理ツールを活用

＜株式運用プロセス＞

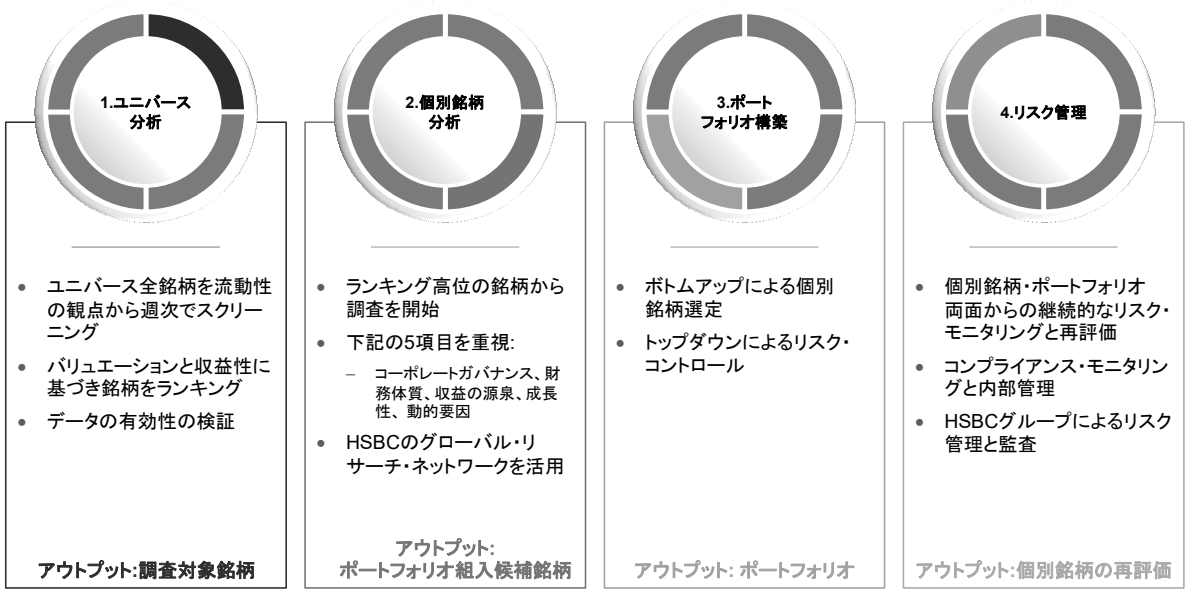

■上記のほか、マルチアセット、スマートベータ、ABS、オルタナティブ等、幅広い運用戦略を提供しています。また、各資産クラスのファンダメンタルズ・リサーチにESG分析を融合し、社会的責任投資にも重点を置いています。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用戦略ごとに弊社が定める標準報酬体系があります。詳細は弊社営業担当者までお問い合わせ下さい。

11. その他、特記事項

HSBCグローバル・アセット・マネジメントについて

- HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用部門の総称です。
- ロンドン、パリ、ニューヨーク、デュッセルドルフ、香港、東京等、世界25の国と地域に拠点を有し、機関投資家およびリテール向けに様々な運用プロダクトを提供しています。
- 運用資産はおよそ4,877億米ドル(52兆6,521億円*) となっています。

*2020年3月31日現在、運用資産の円換算額は米ドル＝107.955 円（WMロイター）にて計算

HSBC投信について

- HSBC投信株式会社はHSBCグローバル・アセット・マネジメントの日本拠点であり、投資家のニーズに応じて先進国・新興国を幅広くカバーしたグローバルな運用戦略を提供しています。
- 機関投資家に対する投資運用業務、投資助言・代理業務を行っています。

HSBCグローバル・アセット・マネジメントの強み

- 現地情報に精通した運用チームが投資の視点と分析を提供
- グローバルな運用プラットフォームが地域横断的なコミュニケーションを実現
- 厳格なリスク管理の下で、優れた運用成果の達成を目指す

会社名　ＨＣアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 101-0051　東京都千代田区神田神保町二丁目11番地　住友商事神保町ビル
電話　03-6685-0681　ファックス　03-6685-0686
ＨＰアドレス　https://www.hcax.com/
https://www.facebook.com/hcasset
代表者　代表取締役　森本　紀行
金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第430号　登録年月日　2007年9月30日
協会員番号　第011-01118号
業務開始年月　2002年11月29日　資本金　2.128億円
作成部署　コーポレート機能　電話　03-6685-0681

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
提携会社	Eureka Capital Partners (HK) Limited	Suite 301, The Stag Bldg., 148 Queen ‘s Road, Central, Hong Kong
提携会社	First Avenue Partners LLP	Swan House 17-19 Stratford Place London, W1C 1BQ United Kingdom

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
森本紀行	53.7%
田口弘	32.2%
橋本あかね	8.3%
池田秀雄	5.8%

株主名	議決権保有比率
-	-
-	-
-	-
-	-

（単位：百万円）

４．財務状況（直近３年度分）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	705	722	108	53	901
2019年3月期	727	744	114	69	848
2018年3月期	789	791	205	130	779

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　36　名
②運用業務従事者数　8　名
内 ファンド・マネージャー数　3　名、平均経験年数　31　年　4　ヵ月
内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月
投資顧問・投信部門兼任者　3　名、平均経験年数　31　年　4　ヵ月
内 調査スタッフ数　5　名、平均経験年数　3　年　3　ヵ月
③日本証券アナリスト協会検定会員数　8　名
CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞

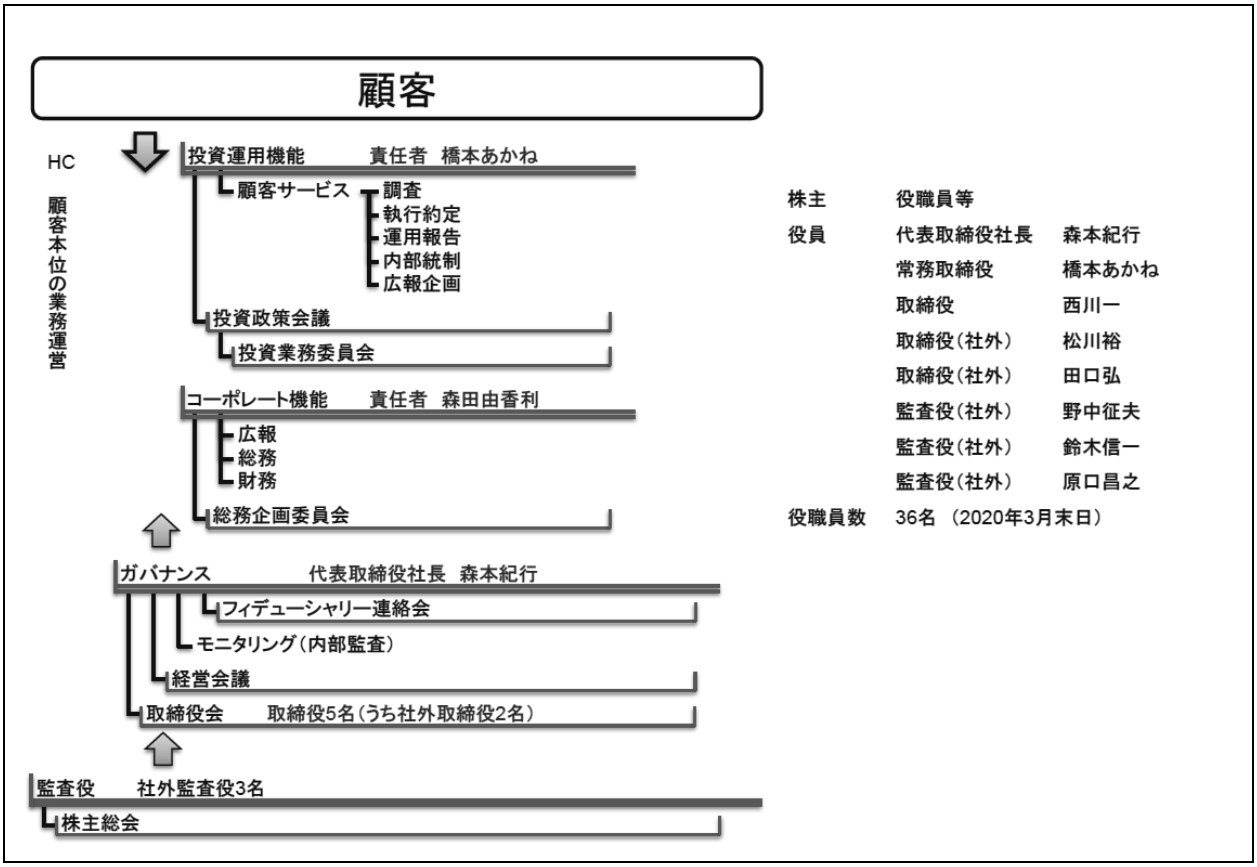

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2019年４月１日～2020年３月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．　％	なし
下記①に該当する法人との取引		．　％	なし
		．　％	
		．　％	
下記②に該当する法人との取引		．　％	なし
		．　％	
		．　％	
		．　％	
		．　％	
下記③に該当する法人との取引		．　％	なし
		．　％	
		．　％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	45	198,083	－	－
		その他	24	61,626	－	－
		計	69	259,709	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		69	259,709	－	－

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		－	－	－	－

総合計	69	259,709	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件 － 百万円
欧州	－ 件 － 百万円
アジア	－ 件 － 百万円
その他	－ 件 － 百万円

③投資対象別運用状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	22	－	－	5	16	3	23
金額	－	－	24,356	－	－	9,977	98,224	30,715	96,437

④契約規模別分布状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	23	30	10	6	－	－
	構成比(%)	33.3	43.5	14.5	8.7	0.0	0.0
	金額	8,136	83,750	71,338	96,485	－	－
	構成比(%)	3.1	32.2	27.5	37.2	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

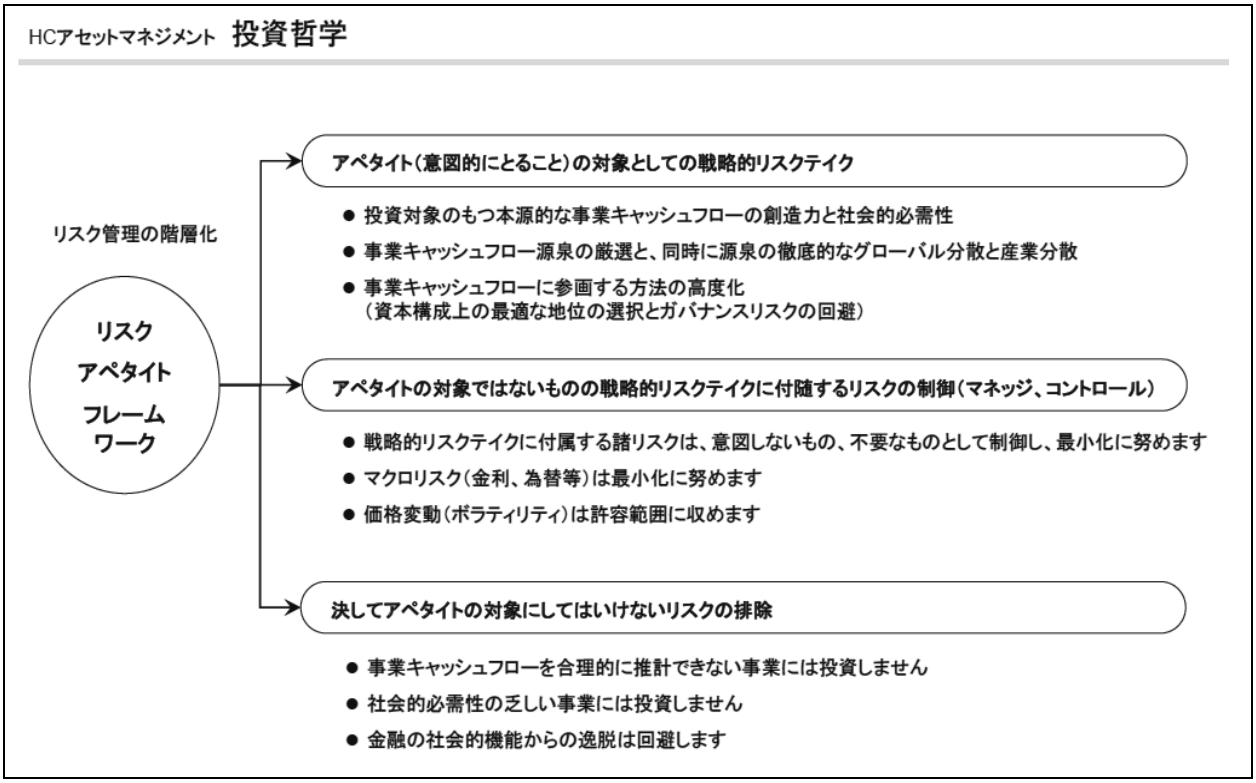

９．投資に関する意思決定プロセス

原則として隔週で開催される投資政策会議の審議に基づき、戦略配分の策定と変更、投資先マネジャ/ファンドの選定・除外等の投資に関する意思決定が行われます。ポートフォリオの構築プロセスは以下のとおりとなります。

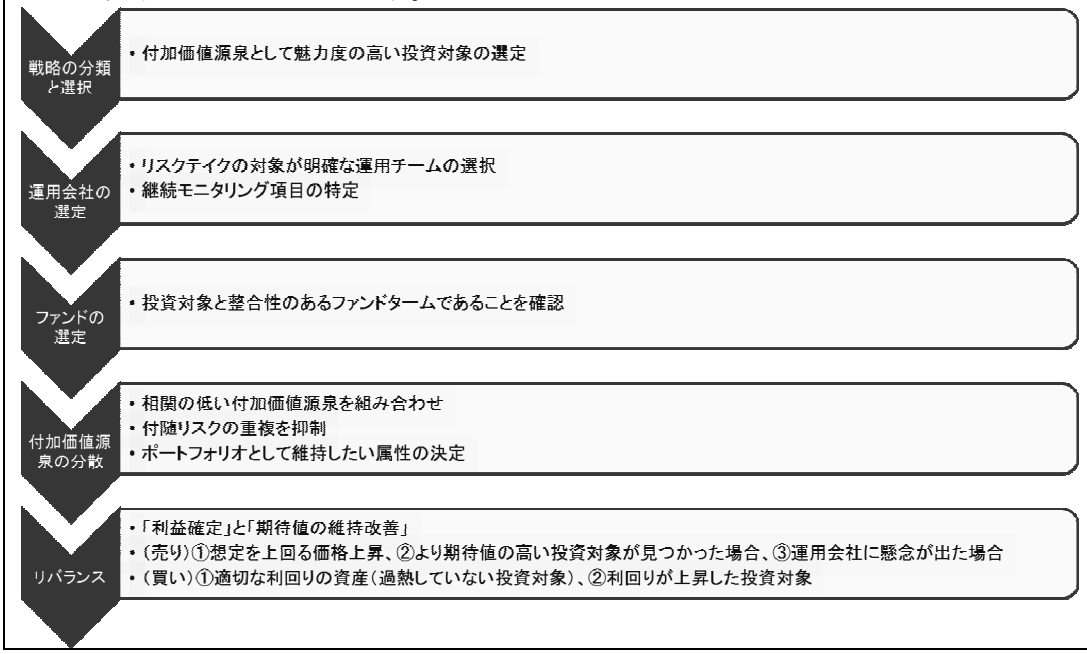

10．運用受託報酬・投資助言報酬

顧客資産の規模や運用内容等の差異に応じた合理的な報酬率を適用します。

運用受託報酬は、運用対象資産の時価評価額等に一定の料率を乗じた金額（別途消費税）による定率方式を基本とし、成功報酬方式を併用する場合は、運用対象資産の時価評価額等の増加額に一定の料率を乗じた金額（別途消費税）を基本とします。

投資助言報酬は、助言対象資産の時価評価額等に一定の料率を乗じた金額（別途消費税）による定率方式、または、事前に定めた一定額（別途消費税）による定額方式を基本とします。

11．その他、特記事項

ＨＣアセットマネジメント株式会社は、2017年3月30日付で「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則全てを採択いたしました。
顧客本位の業務運営を履行するための規範である「フィデューシャリー宣言」については、同日付で以下のとおり改定しております。

フィデューシャリー宣言

ＨＣアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　森本　紀行

フィデューシャリー・デューティーなきところ、資産運用なしとの信念のもと、「専らに顧客のために」働くものとして、当社及び当社役職員がフィデューシャリー・デューティーを履行するため、以下の規範を遵守することをここに宣言します。
規範の遵守に際しては、形式に堕することなく、フィデューシャリー・デューティーの理念に則り、「生ける規範」として実践します。

1．顧客本位の徹底
1-1　顧客の利益の視点で、その需要が生まれてきた背景にまで遡って、目的に対する合理性のもと最適なサービスを提供します。
1-2　顧客への情報提供において、情報の対称性を生じさせ、もって顧客との共通利益の創造に資する情報を提供します。
1-3　顧客の利益の視点が損なわれないよう、当社本位を廃し、顧客を起点とする有機的に結合した業務機能により顧客本位の業務運営を行います。
1-4　「専らに顧客のために」働くものとして、厳格な職業倫理を身につけた運用プロフェッショナルを育成します。
1-5　役職員の評価において、顧客の利益を意識した主体的なベストプラクティスの取組に重点を置いて適切に評価、登用します。

2．利益相反の禁止
2-1　新契約の締結において、当社と利害のある関係者を通じた不当な影響力の行使は行いません。
2-2　顧客資産の運用及び管理において、当社と利害関係者との取引を一切行わないことにより、利益相反の恐れのある立場に自らを置きません。
2-3　当社は、運用の実行において、各専門分野における外部の運用会社を起用しております。その運用会社の選任並びに解任は、専らに運用能力の評価に基づいて行います。当社は、運用会社との業務提携、及び運用会社への出資、並びに名目の如何を問わず、運用会社との間で特別な関係を持つことは一切行いません。

3．報酬の合理性
3-1　顧客資産の規模や運用内容等の差異に応じた合理的な報酬率を適用し、同一サービスには同一報酬率をという顧客間公平性を貫徹します。
3-2　報酬率は、当社サービスの質を安定的に保ちかつ永続的に提供するために合理的に必要となる適正な経営経費に基づき決定します。適正な経営経費は、運用プロフェッショナルとしての適正な処遇、適正な一般経営管理費、及び適正な資本利潤率に基づくものとして厳正に管理します。

4．遵守態勢
4-1　フィデューシャリー・デューティーを企業文化として定着ならしめるため、フィデューシャリー連絡会を設置し、業務運営における実践状況の評価を行い、役職員間で共有します。
4-2　規範の遵守を確実にならしめるため、規範への抵触の恐れがある行為は、経営会議その他の所定の機関による事前確認を行った上で実施します。
4-3　内部監査機能は、規範の遵守状況について事後確認した上で、取締役会に対し定期的に報告を行います。
4-4　取締役会は、運用プロフェッショナルで構成された取締役、及び独立した社外取締役とで構成され、規範の遵守状況を監視監督します。　以上

会社名　AIFAMアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 105-0001　東京都港区虎ノ門1-2-3 虎ノ門清和ビル5階

電話　03-5510-2001　ファックス　03-5510-2005

HPアドレス　http://www.aifaminc.com/

代表者　代表取締役　　岡野　浩之

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第431号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　011-01233

業務開始年月　平成16年6月16日　資本金　1.1億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-5510-2001

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
AIFAM Group LLC	100%
	%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	326	399	31	21	167
2018年12月期	323	398	17	9	146
2017年12月期	375	431	35	24	203

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　4　名、平均経験年数　24　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　4　名、平均経験年数　24　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞

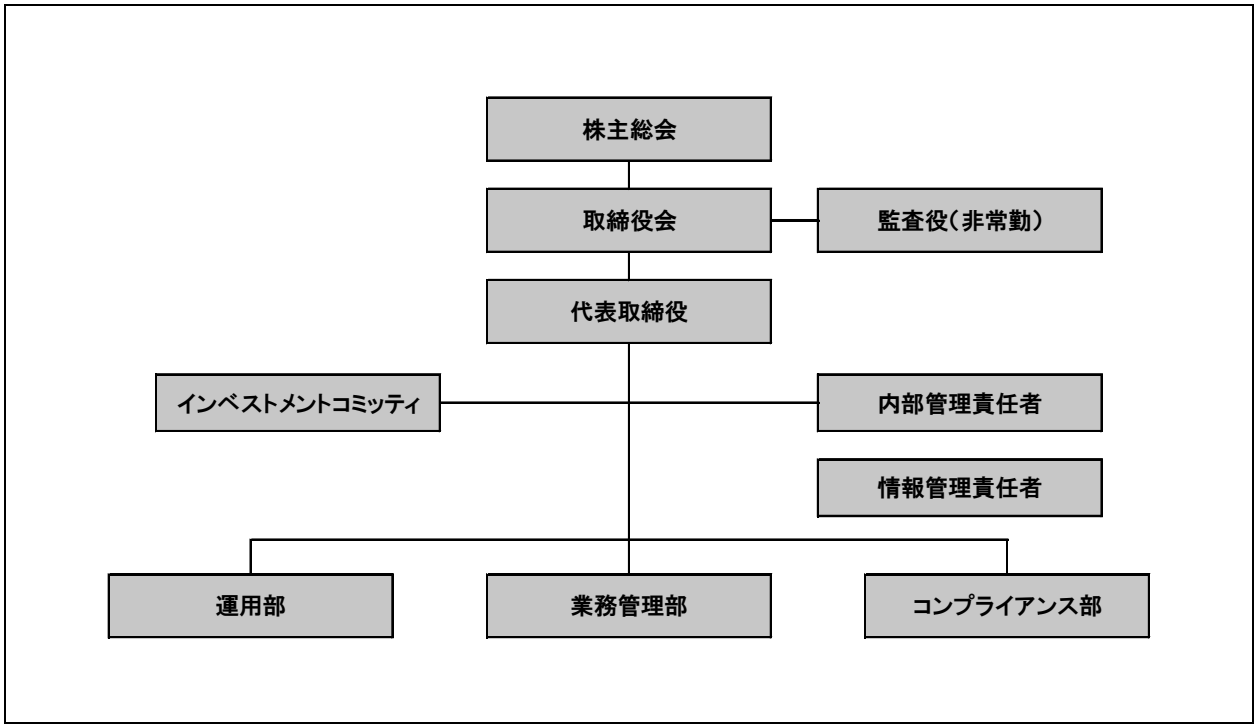

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年１月１日～2019年12月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	
下記①に該当する法人との取引		．%	
		．%	
		．%	
下記②に該当する法人との取引	State Street Fund Service(Ireland)Limited	28.7%	
	Brown Brothers Harriman Fund Administration Services(Ireland)Limited	12.0%	
		．%	
		．%	
		．%	
下記③に該当する法人との取引		．%	
		．%	
		．%	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	3	70,026	－	－
		その他			－	－
		計	3	70,026	0	0
	個人		－	－	－	－
	国内　計		3	70,026	0	0

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	0	0	0	0
	個人		－	－	－	－
	海外　計		0	0	0	0

総合計	3	70,026	0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、－件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	－	3	－	－	－
金額	－	－	－	－	－	70,026	－	－	－

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	－	－	－	3	－	－
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	金額	－	－	－	70,026	－	－
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

運用スタイル

■ ストラテジー・アルファ、マネジャー・アルファに着目したアプローチ。
- ストラテジー・アルファ（トップダウン・アプローチ）
  ストラテジー・ベータが強い戦略では、機動的なストラテジー・アロケーションによりアルファを追求。
- マネジャー・アルファ（ボトムアップ・アプローチ）
  ストラテジー・ベータが弱い戦略では、ファンド選択を重視し、マネジャー独自のアルファを追及。新興ファンドにも積極的に投資。

■ 市場性リスク、オペレーショナルリスク、透明性を効率的に管理。
- ストラテジー・アルファを狙う場合、ストラテジー・アロケーションにより市場性リスクを調整。マネジャーのオペレーショナルリスクも重視。
- マネジャー・アルファを狙う場合、市場性リスク、オペレーショナルリスクとも、限定的なウェイティングで縮小化。オペレーショナルリスクについては透明性確保等、追加的保全措置によりリスク管理を強化。

■ 流動性のミスマッチの可能性を排除。
- ポートフォリオに含まれる個別ファンドの流動性を常に管理。投資家の解約条件に応じたポートフォリオを構築。
- 投資時点の解約条件のみならず、将来のミスマッチの可能性も排除。

９．投資に関する意思決定プロセス

■ ファンド選定

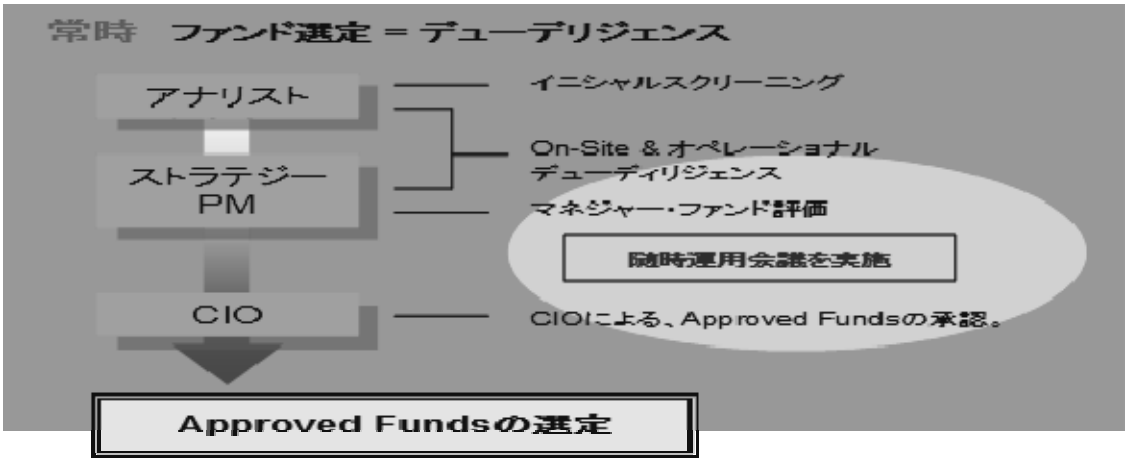

■ ポートフォリオ構築

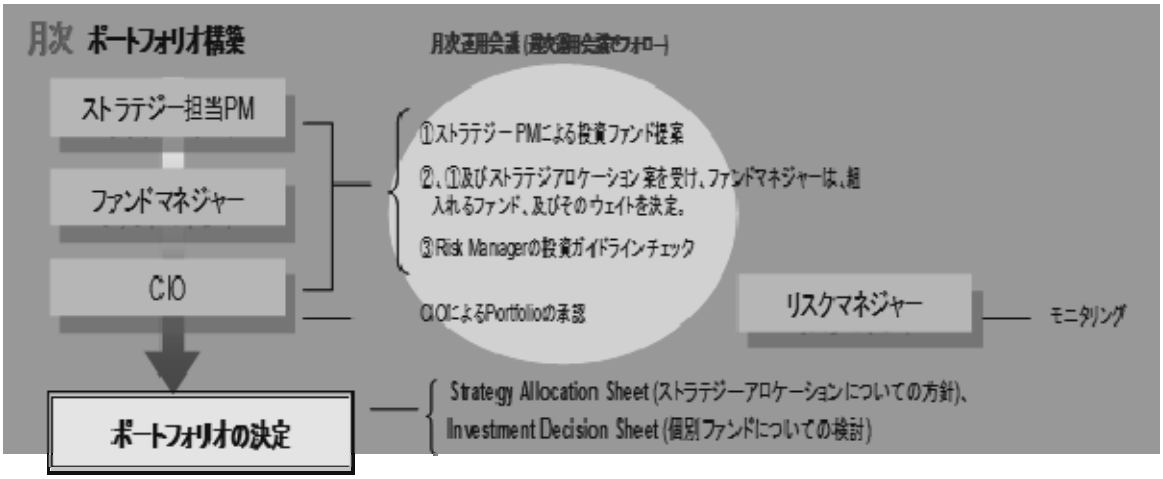

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

オルタナティブ投資（ファンドオブヘッジファンズ）ポートフォリオ

固定報酬
顧客の契約資産を時価評価した金額に一定の料率（年率2.2%（税抜き2.00%、消費税0.2%）を上限とする。ただし、消費税率が引き上げられた場合には、引き上げ分を当該年率に加算するものとする。）を乗じて算出した金額。ただし、契約期間途中で解約した場合には、前回計算期間最終日から解約日までの日数で日割り計算した金額。

11. その他、特記事項

親会社のAIFAM Group LLCは2001年1月にニューヨークにて設立。欧米を中心とする海外運用会社の調査・分析を主としたコンサルティングサービスを日本の機関投資家に提供してきました。その後、コンサルティングサービスで培ったファンド評価ノウハウ、業界ネットワーク、情報提供能力を生かし、資産運用ビジネスを拡大するため、2004年4月に弊社を設立しました。
弊社はオルタナティブ運用に特化し、投資顧問業務を行っています。

親会社AIFAM Group LLCを中核とするAIFAMグループの特色は次の通りです。
- 大手機関投資家のコンサルタントとして、5000を超える欧米有力オルタナティブ投資商品についてデューディリジェンスを実施。オルタナティブ投資に際して必要とされる、アクセス、交渉力、コストシェアリング、情報集約力に優れています。
- 運用チームは、海外運用会社においてポートフォリオマネージャー経験のある者が大半です。投資対象マネジャーとは、複雑な投資ストラテジーとそれに基づく投資事例に関して徹底した議論を行い、デューディリジェンスを実施しています。
- 東京、ニューヨークにおける機動的なリサーチ・運用に加え、きめ細やかなレポーティング・投資家説明、さらには外国籍ファンド投資のアドミサポート等多様な投資家向けサービスを提供しています。

弊社は次のサービスを日本の投資家に提供し、投資家の絶対リターン確保に貢献します。
- コンサルティングからカスタマイズド型ポートフォリオの組成・運用まで、オルタナティブ運用に関する一貫したサービス。
- ヘッジファンドを中心とするファンドオブファンズ運用のみならず、既存の運用資産のリスクとは低相関であり、かつ安定したリターンを確保できる新しい資産クラスの調査・分析。

会社名　AIGアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 105-0001　東京都港区虎ノ門４－３－20　神谷町MTビル13階

電話　03-5400-4471　ファックス　03-3434-0802

HPアドレス　該当なし

代表者　代表取締役社長　　原　　仁

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2659号　登録年月日　平成24年９月11日

協会会員番号　012-02593

業務開始年月　平成24年10月１日　資本金　1.3億1千円

作成部署　コンプライアンスオフィサー 平井　学　電話　03-5400-4474

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
AIGジャパン・ホールディングス株式会社	100%
	%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年11月期	452	452	58	39	364
2018年11月期	529	529	81	55	324
2017年11月期	608	608	118	79	418

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　12　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　6　年　10　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　1　名、平均経験年数　15　年　0　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　1　名

CFA協会認定証券アナリスト数　4　名

＜組織図＞

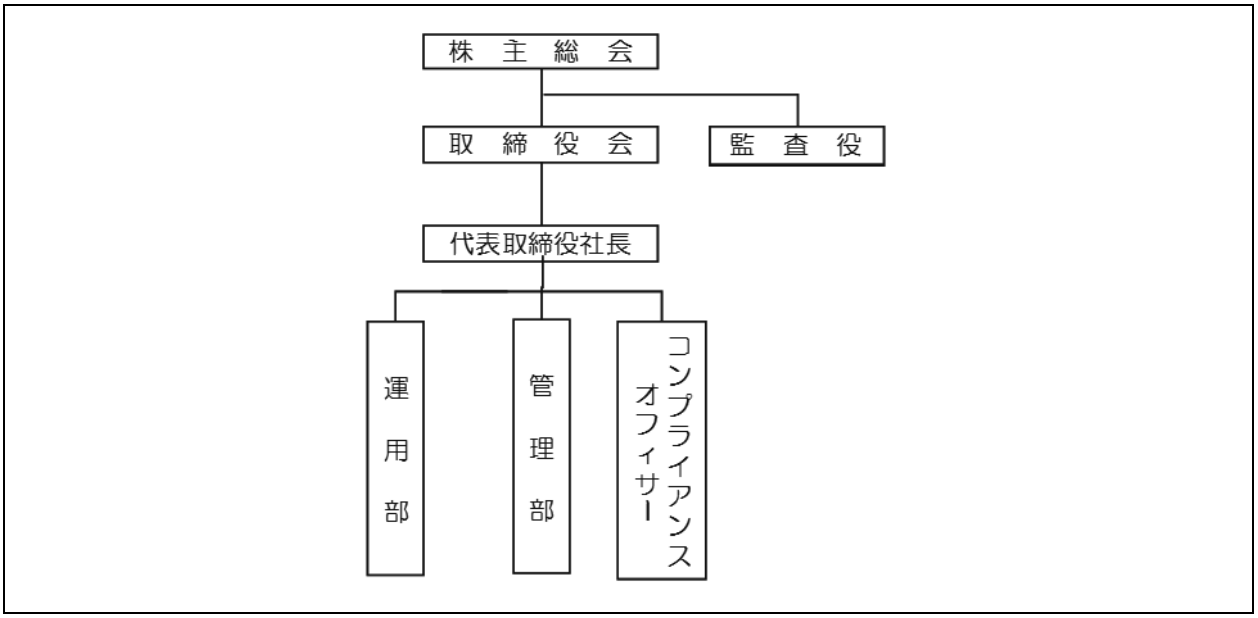

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2018年12月１日～2019年11月30日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	該当なし
下記①に該当する法人との取引		0.0%	該当なし
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	AIG Markets	66.2%	
	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券	12.2%	
		．％	
		．％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引	AIG Markets	66.2%	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	－	－	－	－
		その他	2	575,619	－	－
		計	2	575,619	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		2	575,619	－	－

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		－	－	－	－

総合計	2	575,619	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	－	－	－	－	2
金額	－	－	－	－	－	－	－	－	575,619

④契約規模別分布状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	－	－	－	－	－	2
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	金額	－	－	－	－	－	575,619
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

- 債券からのインカム収入を重視した、「バイ・アンド・マネージ」による中長期的運用を基本とします。
- インカムを重視するため、与えられた制約条件の下、リスクを考慮した上で相対的に利回りの高い商品への投資を追求します。
- クレジット投資においては、産業調査や定性・定量の企業財務分析に加えて、相対価値判断やクレジット市場動向も踏まえて銘柄を選択します。
- AIGグループのグローバルなネットワークを活用し、海外の発行体の債券や証券についても投資対象とします。

９．投資に関する意思決定プロセス

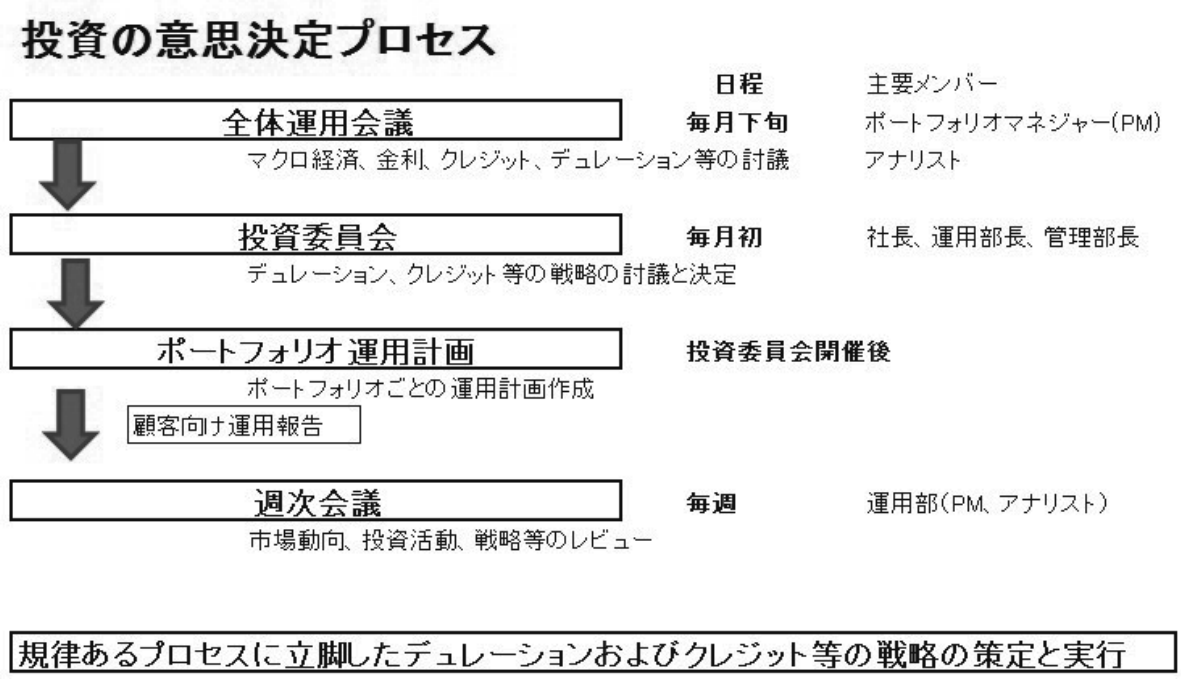

10．運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬および投資助言報酬は、所定標準料率を純資産に乗じた金額を顧客と協議のうえ決定した期間・方法に応じて受領するものとします。

会社名　ExodusPoint Capital Management International Holdings, Inc.

所在地　〒 100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2丸の内二重橋ビル2階

電話　03-6837-5440　ファックス　03-6837-5444

HPアドレス　https://www.exoduspoint.com/

代表者　日本における代表者　最上　健太郎

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3142号　登録年月日　令和元年6月19日

協会会員番号　012-02871

業務開始年月　令和元年7月8日　資本金　550,001米ドル

作成部署　リーガル及びコンプライアンス部門　電話　03-6837-5440

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
子法人等	ExodusPoint Capital Management UK, LLP	20 St. James's Street, London, SW1A 1ES, United Kingdom
子法人等	ExodusPoint Capital Management Singapore, Pte. Ltd.	Ocean Financial Centre, 10 Collyer Quay, Level #19-06/08, Singapore 049315
子法人等	ExodusPoint Capital Management Hong Kong, Limited	Level 19, Two International Finance Centre, 8 Financial Street, Hong Kong

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
ExodusPoint Capital Management, LP	100%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	703	703	17	12	67
年　月期					
年　月期					

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　9　名

②運用業務従事者数　3　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　16　年　6　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞

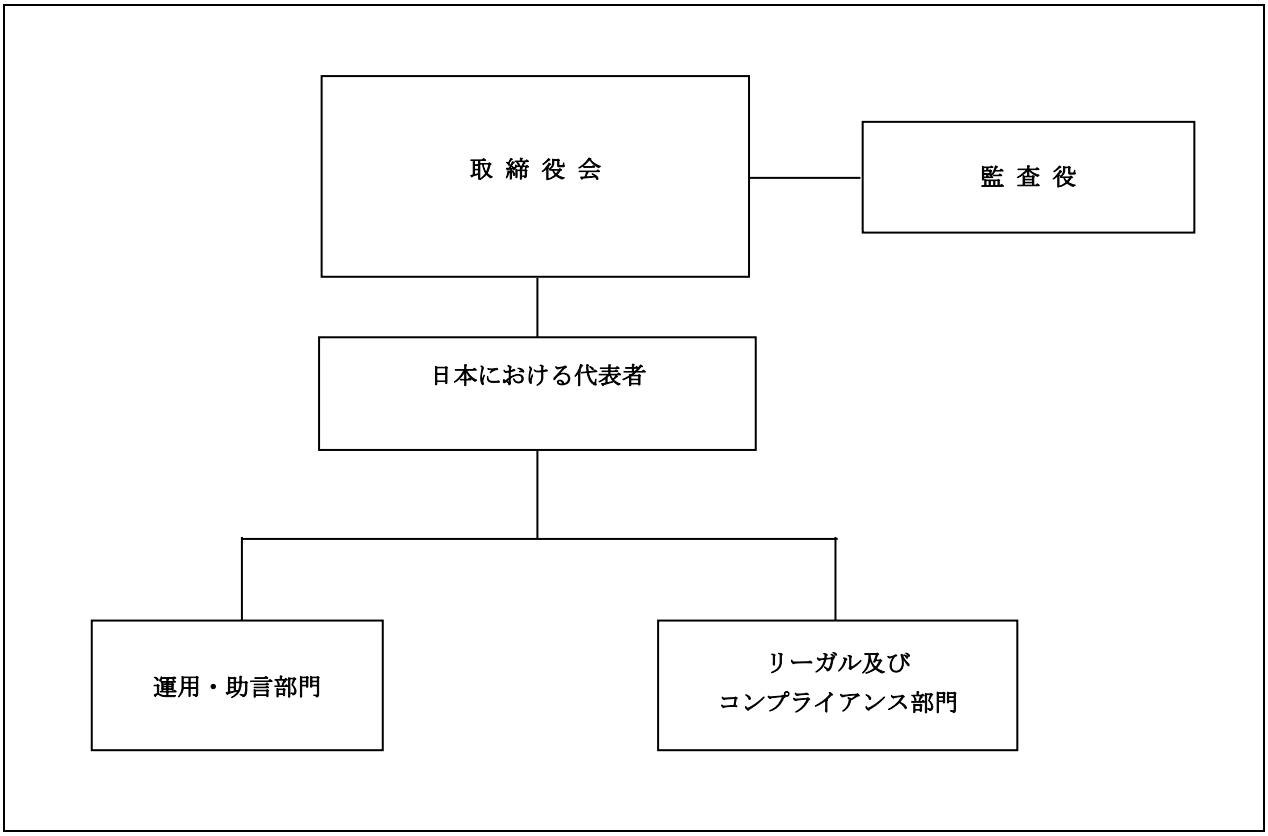

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2019年7月8日～2019年12月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	Barclays Capital Inc.	52.20％	
	Citigroup Global Markets Inc.	13.97％	
		．％	
		．％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金				
		私的年金				
		その他				
		計				
	個人					
	国内　計		0	0	0	0

海外	法人	年金				
		その他	2	6,579		
		計	2	6,579		
	個人					
	海外　計		2	6,579	0	0

総合計	2	6,579	0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	件
	百万円
欧州	件
	百万円
アジア	件
	百万円
その他	件
	百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数									2
金額									6,579

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	1		1			
	構成比(%)	50.0		50.0			
	金額	-1,300		7,879			
	構成比(%)	-19.8		119.8			

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社が究極的にサービスを提供するファンドは、マルチ・マネジャー、マルチ・ストラテジーの投資戦略を採用し、世界の市場において、主要な資産クラスに投資を行っています。各ストラテジーは、流動性の高い金融商品に注力し、債券および株式に投資します。

ファンドは、リスク・キャピタルを、特定のストラテジーを駆使するポートフォリオマネジャー（あるいはポートフォリオマネジメントをするチーム）に配分し、運用させます。各ポートフォリオマネジャーとの間では、明瞭かつ包括的なリスクガイドラインが定められています。各ストラテジーは、基本的にマーケット・ニュートラルで、流動性を持ち、市場指数との間で低い相関性を持ちます。

９．投資に関する意思決定プロセス

各ポートフォリオマネジャーは、注力する市場において予測する機会を最適に獲得すべく、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。リスクガイドラインは、流動性、集中度、レバレッジその他のリスク指標に関連するを項目で構成されます。ポートフォリオを構成する方法は、ポートフォリオマネジャーごとに異なります。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

当社は、顧客との間の協議に基づいて運用受託報酬および投資助言報酬を決定し、基本的にはその負担する費用に応じた報酬を受け取り、運用実績に連動した報酬は受領しません。

11．その他、特記事項

会社名　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

所在地　〒 106-6015　東京都港区六本木一丁目６番１号

電話　03-6229-0170　ファックス　03-5562-0815

ＨＰアドレス　http://www.sbiam.co.jp

代表者　代表取締役社長　　梅本　賢一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第311号　登録年月日　平成19年9月30日

協会会員番号　第010-00010号

業務開始年月　昭和61年9月9日　資本金　4億20万円

作成部署　コンプライアンス・オフィサー　電　話　03-6229-0170

１．業の種別

投資運用業	①. 法第２条第８項第12号イに係る業務	②. 法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③. 法第２条第８項第14号に係る業務	④. 法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②. 法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社	100.0%
	%
	%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	0	2,494	478	331	2,079
2019年3月期	0	3,223	558	367	1,930
2018年3月期	－	3,228	588	406	1,685

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　22　名

②運用業務従事者数　4　名

内 ファンド・マネージャー数　2.0　名、平均経験年数　11　年　5　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　2.0　名、平均経験年数　11　年　5　ヵ月

内 調査スタッフ数　0.0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　4　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞

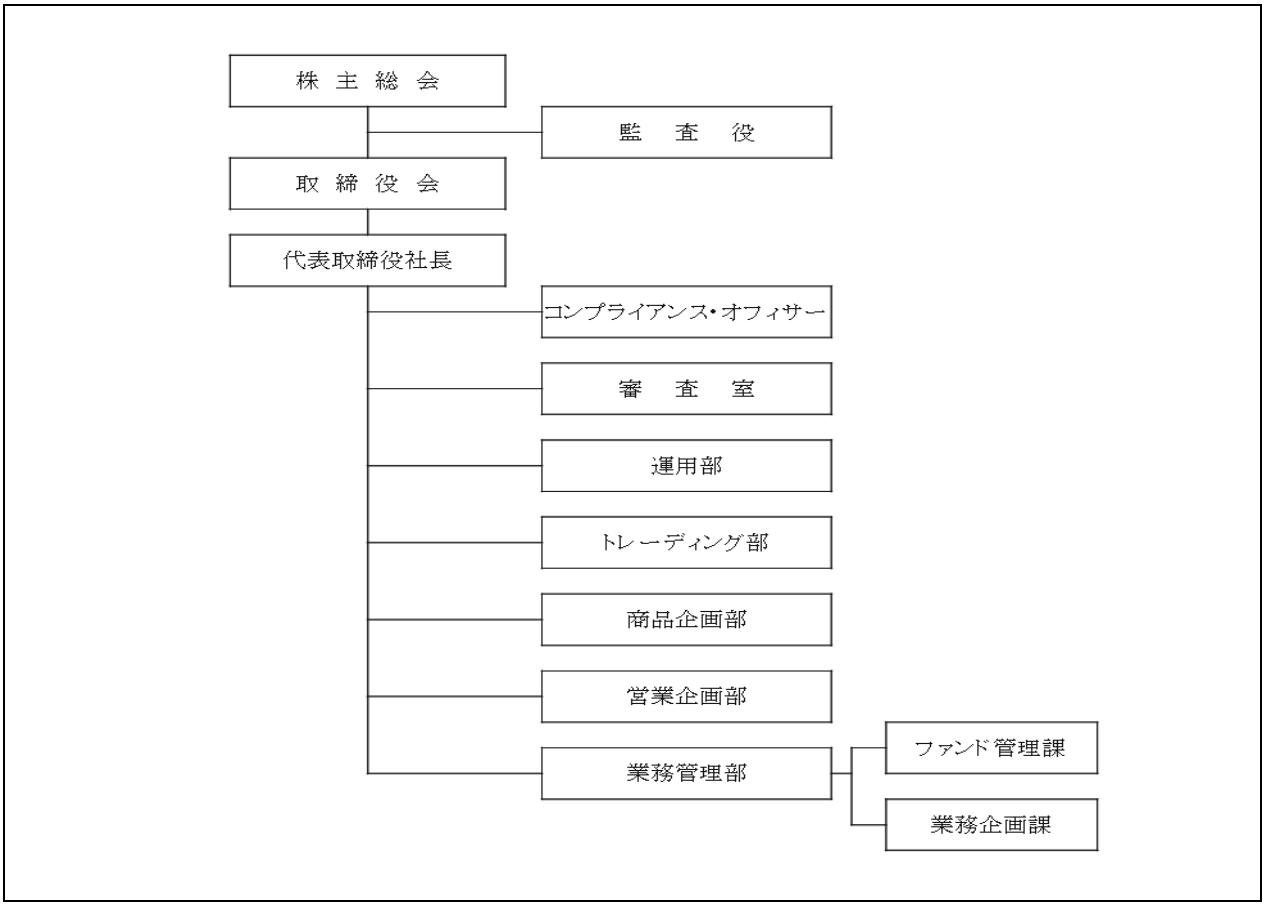

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2019年4月1日～2020年3月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引	ＳＢＩインベストメント株式会社	86.1%	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	ＳＢＩインベストメント株式会社	86.1%	
	みずほ信託銀行	13.9%	
		．％	
		．％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	2	1,184	－	－
		その他	1	550	－	－
		計	3	1,734	0	0
	個人		－	－	－	－
	国内　計		3	1,734	0	0

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	0	0	0	0
	個人		－	－	－	－
	海外　計		0	0	0	0

総合計	3	1,734	0	0

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	1	－		1	1	－	－	－	－
金額	1,086	－		97	550	－	－	－	－

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	2	1	－	－	－	－
	構成比(%)	66.6	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	金額	647	1,086	－	－	－	－
	構成比(%)	37.3	62.7	0.0	0.0	0.0	0.0

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

●特色ある商品の組成と投資機会・情報のご提供

お客様の様々なニーズにお応えすべく、「他社に例がない」もしくは「他社に先駆けて」等、革新的(Innovative）な商品や、独自性があり、付加価値の高い商品の開発を行います。また、ネットを中心とする情報社会にあってマルチメディアを活用した情報の提供に注力しています。

●日本の新産業クリエーターを支援する日本株投資

ＳＢＩグループの企業理念である「新産業クリエーターを目指す」ことを軸に、日本株の運用に関しては、グループで培ったノウハウも活用して、新規公開間もない成長途上にある企業をはじめ、これからの日本の成長を支えていくような銘柄を中心としたポートフォリオへの投資機会をご提供いたします。

●成長著しいアジアへの投資

アジアは、グローバル経済の中で、経済規模、成長性等の面で一段と存在感を高めています。当社は、アジア戦略を強化するＳＢＩグループの運用会社として、現地パートナーとの連携等によりアジアを中心とした「新興国市場」、「フロンティア市場」等への投資機会をご提供いたします。

９．投資に関する意思決定プロセス

当社の意思決定プロセスの特徴

当社では、各運用ステップを担当する個人に明確な権限と責任を与えた上で運用行動を組み立てていく組織的運用(分業)を行っております。これは、日々刻々変化するマーケットを相手に投資成果をあげるために、タイミングを逸しない迅速な意思決定システムが不可欠であるという信念に基づいています。

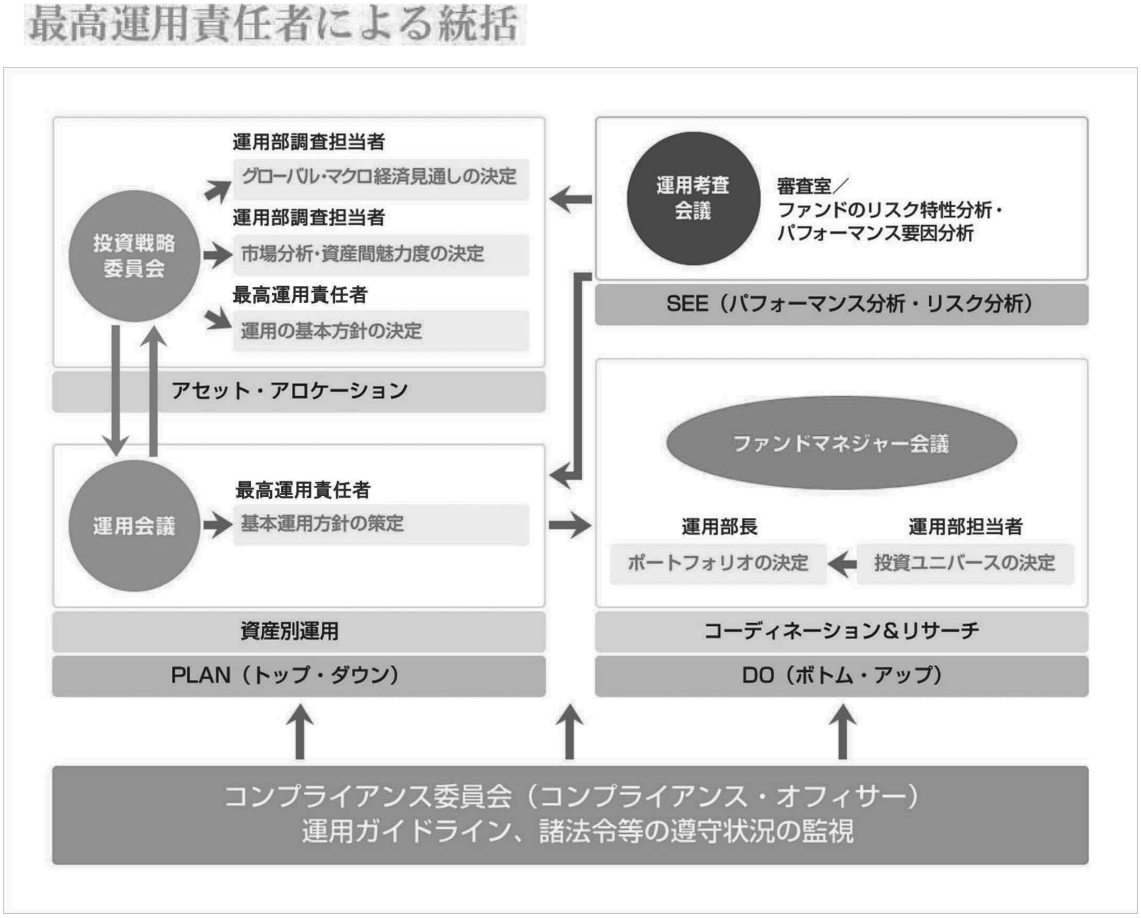

10．運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬は、お客さまの受託資産の時価平残に対して、投資対象資産、運用方法等により当社があらかじめ定めた報酬料率を乗じて算出されます。非伝統的な投資対象資産、特殊な運用方法を指定された場合は、お客さまと個別に協議の上決定いたします。また、投資対象資産として、当社または当社の関係会社が設定、運用する投資信託等を組み入れる場合は、開示・同意の上組み入れを行い、運用報酬の二重徴収が生ずる場合は調整いたします。

投資助言報酬は、運用受託報酬に準じます。

会社名	SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

所在地 〒 106-6015　東京都港区六本木一丁目6番1号

電話 03-6229-0681　ファックス 03-5561-8898

HPアドレス http://sbi-alt.co.jp/

代表者　代表取締役　佐藤　　肇

金融商品取引業登録番号 関東財務局長(金商)第1016号　登録年月日 平成19年9月30日

協会会員番号 011-01385

業務開始年月 平成17年6月　資本金 0.5億円

作成部署 コンプライアンス業務委託先　電話 03-6229-0681

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社	100.0%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	－	－	34	26	226
2019年3月期	－	－	△39	△69	265
2018年3月期	24	67	27	18	273

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 5 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 13 年 11 ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

内 調査スタッフ数＿＿＿＿名、平均経験年数＿＿年＿＿ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 3 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

＜組織図＞

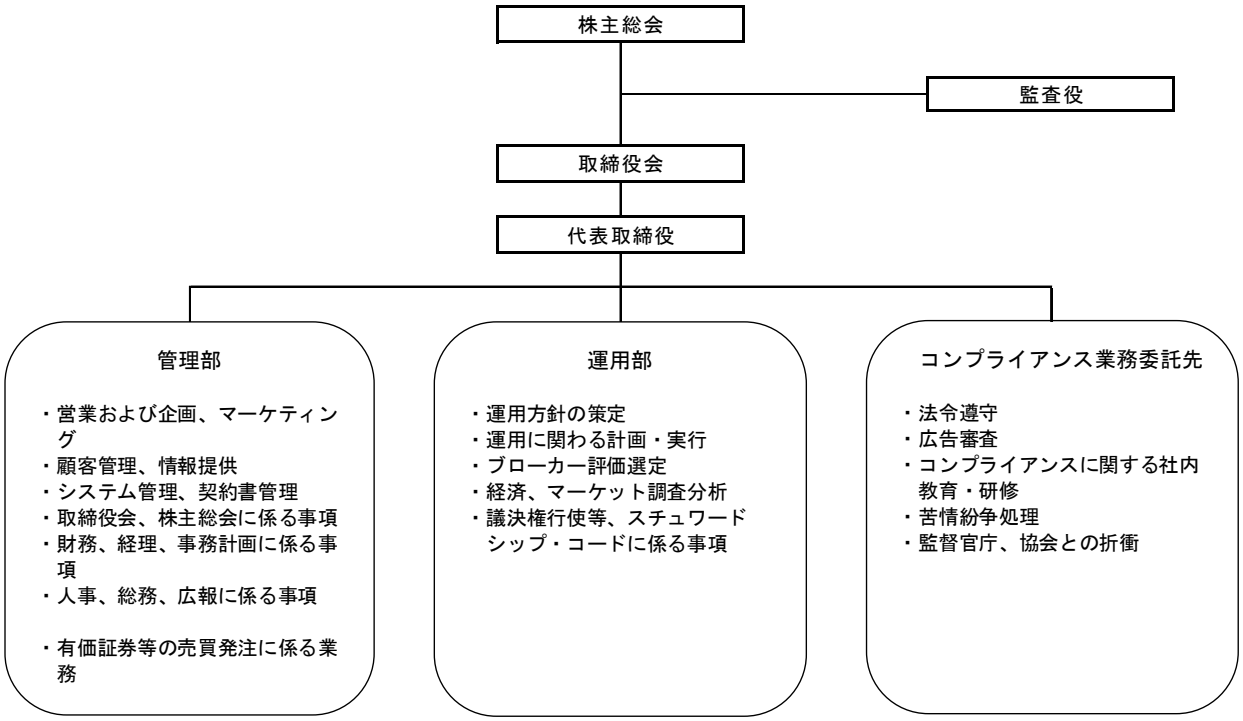

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年4月１日～2020年3月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0 %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		0.0 %	
下記②に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		0.0 %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		0.0 %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		－	－	－	－

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		－	－	－	－

総合計	－	－	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、　－　件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件 － 百万円
欧州	－ 件 － 百万円
アジア	－ 件 － 百万円
その他	－ 件 － 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金額	－	－	－	－	－	－	－	－	－

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	－	－	－	－	－	－
	構成比(%)	－	－	－	－	－	－
	金額	－		－	－	－	－
	構成比(%)	－	－	－	－	－	－

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社は、これまで富裕層を主要な顧客として参りました。近年、富裕層のあり方が変化し、家業である会社や不動産等を引き継ぐ伝統的な資産家がいる一方で、ＩＰＯによって一挙に多額の資産を得た起業者など今までとは異なる年齢層およびニーズを持っている富裕層も相当数増加しております。そのような富裕層（ＩＰＯ、M&Aなどにより突如多額の資産を得たスタートアップ企業、ベンチャー企業の若手を中心とする起業者を、以下「新富裕層」といいます。）は、資産を減らさないという保守的な運用方針が多く見られる伝統的な資産家とは異なり、アクティブで、かつ、より革新的な投資商品を求めるニーズを持つ者も少なくないと予測しております。

当社は、新富裕層の中でも上記ニーズを持つ者が多いと思われる適格投資家を対象顧客とし、既存の金融商品と異なる金融商品を提供する予定です。

９．投資に関する意思決定プロセス

投資方針は、「業務取扱要領」及び「運用会議規則」に基づき、運用会議（構成員：運用部長、管理部長、オブザーバー：コンプライアンス業務委託先）が決定し、同方針決定に基づく投資判断を運用部が行います。当該投資判断に基づく取引の執行（証券会社等ブローカーに対する指図）は、管理部において行います。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬・投資助言報酬とも、運用対象商品・運用手法等に基づき、一定の基準のもとに顧客との協議の上、双方の合意に基づき決定しております。

11．その他、特記事項

令和元年12月に株主の変更があり、モーニングスター株式会社の完全子会社から、同社が新設したアセットマネジメント部門の中間持株会社ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社の完全子会社となりました。

会社名　ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社

所在地　〒 106-6015　東京都港区六本木一丁目6番1号

電話　03-6229-0863　ファックス　03-6685-3630

ＨＰアドレス　https://www.sbi-rram.co.jp/

代表者　代表取締役社長　彦田　祥一

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3078号　登録年月日　2018年9月10日

協会会員番号　012-02868

業務開始年月　2019年5月9日　資本金　1.5億円

作成部署　コンプライアンス部　電話　03-6229-0863

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
ＳＢＩアセットマネジメント・グループ㈱	54%
株式会社青森銀行	2%
株式会社足利銀行	2%
株式会社愛媛銀行	2%
株式会社仙台銀行	2%

株主名	議決権保有比率
株式会社筑邦銀行	2%
株式会社東和銀行	2%
株式会社東邦銀行	2%
株式会社大東銀行	1%
その他地方銀行計	31%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	1	111	△45	△45	164
2019年3月期	－	3	△86	△86	210
2018年3月期	－	0	△3	△3	296

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　12　名

②運用業務従事者数　2　名

内 ファンド・マネージャー数　2　名、平均経験年数　11　年　8　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　1　名、平均経験年数　11　年　8　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　2　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞

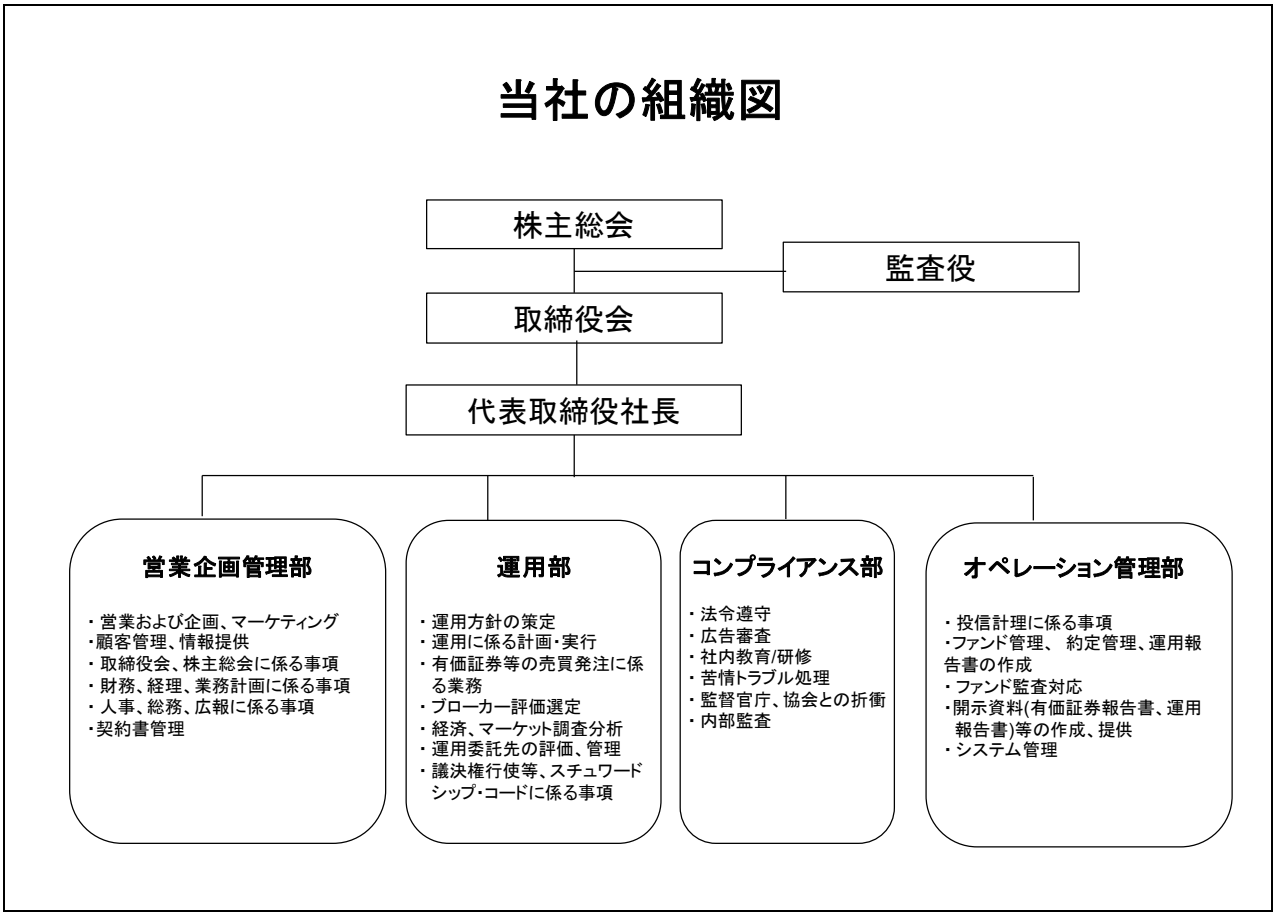

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　　2019年4月 1日 ～ 2020年3月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0 %	
下記①に該当する法人との取引		0.0 %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	SBIリクイディティ・マーケット株式会社	100.0 %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		0.0 %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	－	－	－	－
		その他	1	3,265	－	－
		計	1	3,265	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		1	3,265	－	－

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	0	0	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		0	0	－	－

総合計	1	3,265	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	－	－	－	－	1
金額	－	－	－	－	－	－	－	－	3,265

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	－	1	－	－	－	－
	構成比(%)	－	100.0	－	－	－	－
	金額	－	3,265	－	－	－	－
	構成比(%)	－	100.0	－	－	－	－

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

地域金融機関の運用力の強化並びに収益力の拡大が喫緊の課題として社会的に求められています。当社はこのニーズに答えるべく、SBIグループが推進する「地方創生プロジェクト」の一環として、複数の地域金融機関と共同出資で設立されました。地方経済の柱の一つである地域金融機関の活性化、ひいては地方創生に貢献する使命を果たすため以下の施策に取り組んでいます。

(1) 地域金融機関のお客様向けに、「顧客本位の業務運営」を強化すべく適切な投資信託商品の設定及びコンサルティング営業支援のためのアドバイスツールの開発
(2) 各行の自己資金の有価証券運用を支援すべく良質な運用商品の開発を担うことで、お客様向けの預かり資産運用と自己資金運用の両面から支援
(3) 各行の運用実務を担う人材育成のサポートなどの提供

運用においては、地域金融機関のお客様向けに既存の商品ラインナップや系列にとらわれることなくお客様のニーズを最優先した適切な運用商品の開発、提供を目標とし、株式や債券に限らず様々なアセットクラスを運用対象としてSBIグループのネットワークを活かしながら安定した収益の確保と運用資産の増大を目指します。また、地域金融機関の自己資金の有価証券運用をサポートするために良質な運用商品の開発、提供を行います。

運用スタイルは、投資家のリスク許容量の中で最大限のリターンを達成することを目標としながら、経済・市況環境の流れを判断し、長期的視野でさらなる＋αリターンを得られるよう、適宜適切なリスク管理やポートフォリオ管理を行うことを重視しています。

９．投資に関する意思決定プロセス

（運用基本方針の決定）
1.市場環境分析・企業分析
運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業などの調査・分析を行う。

2.運用基本方針の策定
運用部長主催で開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針、運用基本方針等を策定する。

（ポートフォリオの構築）
1.運用方針書策定
「運用会議」で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用方針書を策定する。

2.運用方針書の承認
投資方針書は、運用部長の承認をもって有効とする。

3.ポートフォリオの構築
運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行う。

4.取引の執行
売買の執行は、投資判断を行う担当者（ファンドの主担当）と異なる担当者（同副担当者）によって行われる。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬および投資助言報酬は、投資対象資産や運用方法等を考慮したうえで、顧客との個別協議により決定します。

11．その他、特記事項

会社名	SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

所在地 〒 106-6015　東京都港区六本木一丁目６番１号

電話　03-6229-0147　　ファックス　03-5561-8898

HPアドレス　http://www.sbibim.co.jp/

代表者　代表取締役社長　　堀井　正孝

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第2912号　　登録年月日　平成28年4月12日

協会会員番号　第012-02740号

業務開始年月　平成28年4月25日　　資本金　150百万円

作成部署　コンプライアンス部　　電話　03-6229-0147

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社	90%
PIMCO　Asia　Limited	10%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2020年3月期	82	699	202	142	423
2019年3月期	48	490	105	101	281
2018年3月期	30	231	△22	△22	180

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　29　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　0　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者 1 名、平均経験年数 29 年 0 ヵ月

内 調査スタッフ数　4　名、平均経験年数　7　年　1　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　5　名

CFA協会認定証券アナリスト数　　名

＜組織図＞

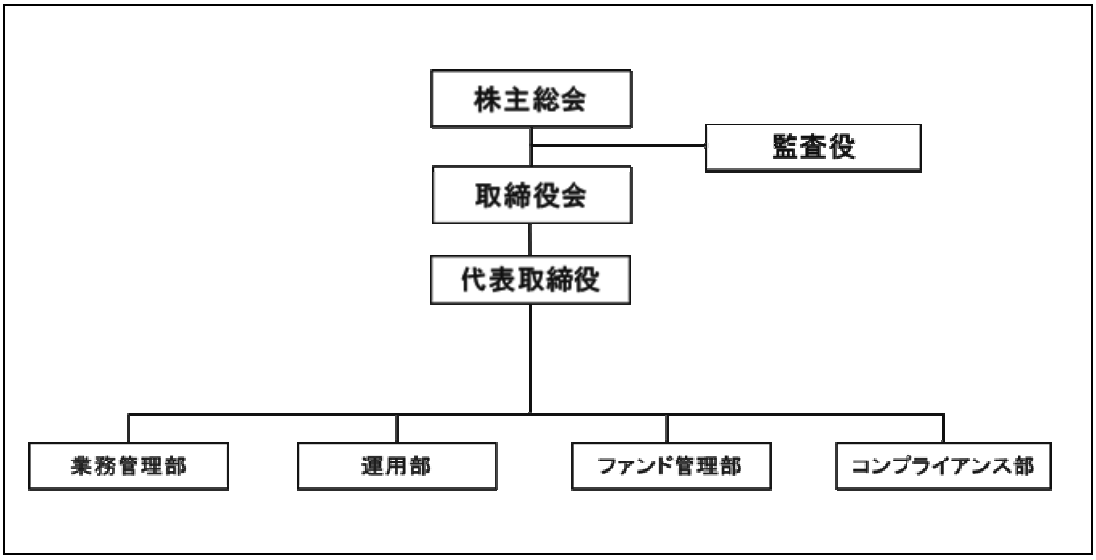

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　2019年4月1日～2020年3月31日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引		該当なし	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	みずほ証券	13.63%	
	シティグループ証券	38.16%	
	HSBC証券	48.21%	
		．％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	0	0	0	0
		私的年金	0	0	0	0
		その他	5	169,422	1	3,000
		計	5	169,422	1	3,000
	個人		0	0	0	0
	国内　計		5	169,422	1	3,000

海外	法人	年金	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	0	0	0	0
	個人		0	0	0	0
	海外　計		0	0	0	0

総合計	5	169,422	1	3,000

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 1件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	0件 0百万円
欧州	0件 0百万円
アジア	0件 0百万円
その他	0件 0百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	3	1	－	－	1
金額	－	－	－	－	12,826	155,759	－	－	838

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	1	2		1		1
	構成比(%)	20.0	40.0	0.0	20.0	0.0	20.0
	金額	838	2,747		10,179	0	155,759
	構成比(%)	0.5	1.6	0.0	5.9	0.0	91.9

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

① **シンプルな投資信託の開発・提供**

「リスクを抑えて安定した収益を獲得すること」を念頭に置き、アクティブ運用を中心に、投資対象、リスク、リターンが明確で分かりやすい商品を開発し、提供します。

② **高度な運用力を活用した質の高い商品**

世界最大級のグローバル運用会社ＰＩＭＣＯ社の高度な債券アクティブ運用力を活用した質の高い商品を開発・提供し続けます。

③ **インターネット金融の特長を最大限に活用**

ＳＢＩグループの強みであるインターネット金融のテクノロジーを基に、信託報酬を含む会社全体のコストを削減し、投資信託の低コスト化を実現、投資家の皆様の長期の資産形成に貢献します。

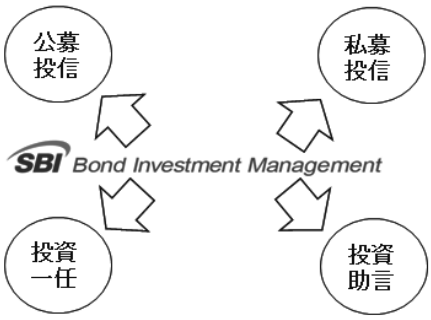

９．投資に関する意思決定プロセス

当社の意思決定プロセスの特徴

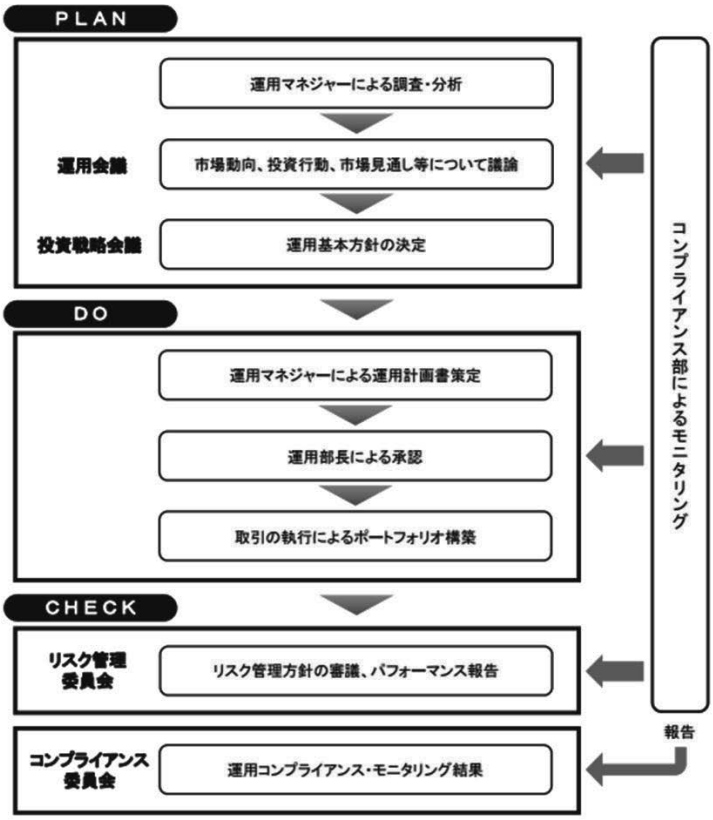

下記会議は毎月開催

・運用会議
・投資戦略会議
・リスク管理委員会
・コンプライアンス委員会

10. 運用受託報酬

運用受託報酬は、お客様の運用対象資産の時価残高に対して、投資対象、運用方法、契約期間等により当社があらかじめ定めた報酬料率を乗じて計算されます。ただし、契約資産の規模、契約資産の性質、投資制約等によっては、お客様と個別協議の上決定する場合があります。また投資対象として、当社または当社の関係会社が設定・運用などを行う投資信託等を組み入れる場合には、運用受託報酬を調整する場合があります。

11. その他、特記事項

SBIボンド・インベストメント・マネジメント

≪会社説明≫

SBIボンド・インベストメント・マネジメントは、SBIホールディングスと、世界最大級の債券アクティブ運用残高を誇るPIMCO社の共同出資により、設立された資産運用会社です。シンプルかつ低コストのアクティブ型債券ファンド等を開発し、お客様の長期資産形成に貢献できる運用商品として提供することを目指しています。

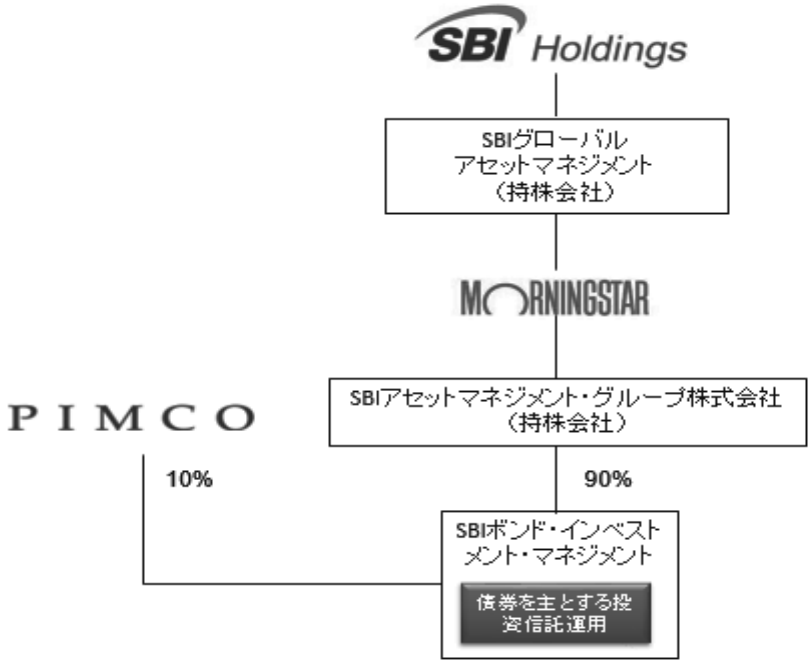

会社名　NNインベストメント・パートナーズ株式会社

所在地　〒 150-6144　東京都渋谷区渋谷2－24－12　渋谷スクランブルスクエア44階

電話　03-4567-0610　ファックス　03-4567-0601

HPアドレス　www.nnip.co.jp

代表者　代表取締役　南原啓太

金融商品取引業登録番号　関東財務局長(金商)第300号　登録年月日　2007年９月30日

協会会員番号　011-00884

業務開始年月　1999年９月30日　資本金　４億8,000万円

作成部署　プロダクト戦略部　電話　03-4567-0643

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	③．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①．法第２条第８項第11号に係る業務	②．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	②．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
		該当ありません

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
NNインベストメント・パートナーズ・インターナショナル・ホールディングスB.V.	100%

株主名	議決権保有比率
	%
	%
	%

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年12月期	1,416	2,289	423	286	1,007
2018年12月期	1,351	2,397	486	320	2,120
2017年12月期	1,030	1,918	270	161	2,032

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　43　名

②運用業務従事者数　7　名

内 ファンド・マネージャー数　6　名、平均経験年数　21　年　0　ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　6　名、平均経験年数　21　年　0　ヵ月

内 調査スタッフ数　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　15　名

CFA協会認定証券アナリスト数　4　名

＜組織図＞

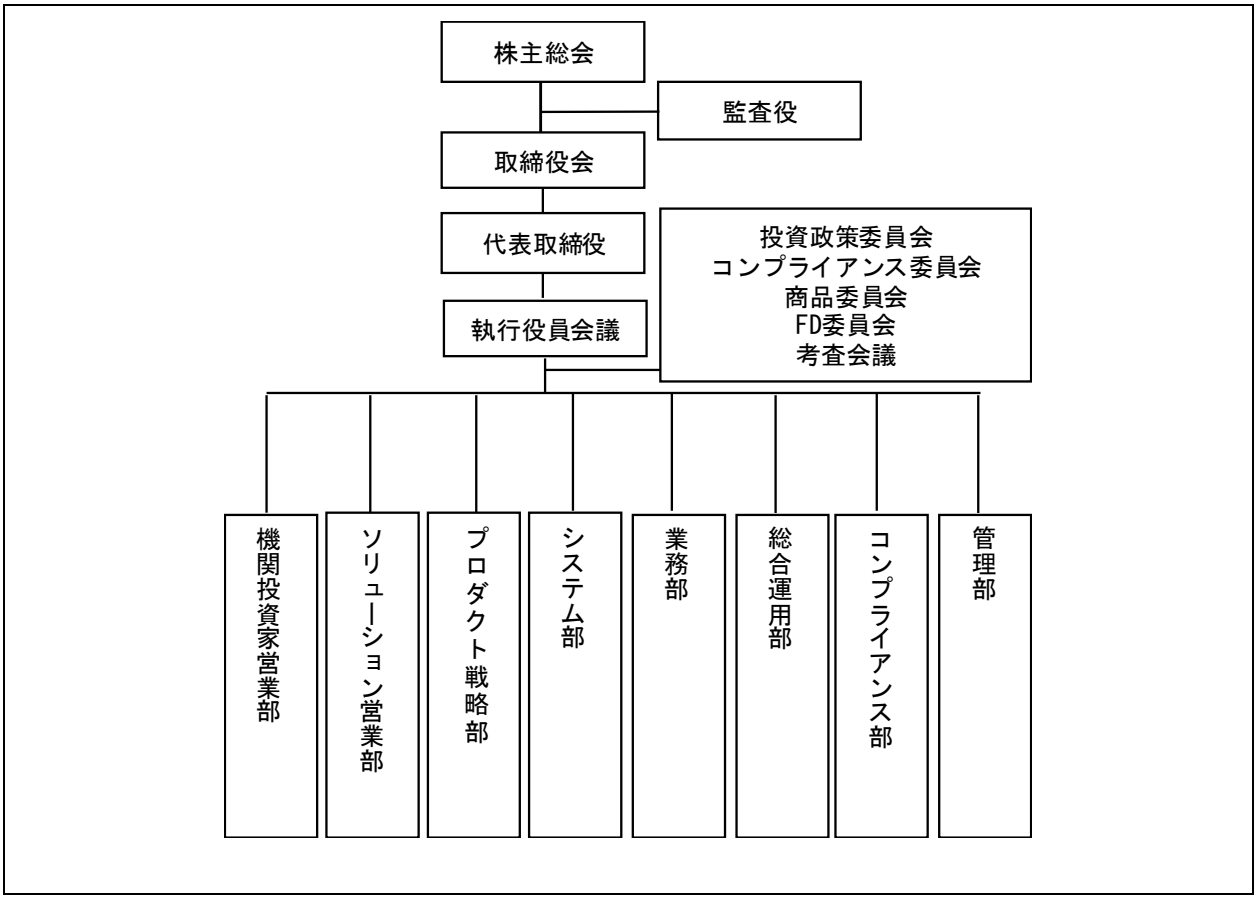

6．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

1．対象期間　2019年１月１日～2019年12月31日

2．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引	該当ありません。	．％	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	ゴールドマン・サックス証券	26.1％	
	ウェルズ・ファーゴ証券	23.8％	
	シティグループ証券	19.4％	
	大和証券	10.1％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引	該当ありません。	．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10％以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年３月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	6	8,284	－	－
		その他	5	2,028,663	1	502
		計	11	2,036,947	1	502
	個人		－	－	－	－
	国内　計		11	2,036,947	1	502

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	1	1,077	1	11,620
		計	1	1,077	1	11,620
	個人		－	－	－	－
	海外　計		1	1,077	1	11,620

総合計	12	2,038,024	2	12,122

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 2 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－ 件
	－ 百万円
欧州	－ 件
	－ 百万円
アジア	－ 件
	－ 百万円
その他	－ 件
	－ 百万円

③投資対象別運用状況（2020年３月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	1	－	－	－	－	－	11
金額	－	－	2,015,756	－	－	－	－	－	22,268

④契約規模別分布状況（2020年３月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	1	9	1	-	－	1
	構成比(%)	8.3	75.0	8.3	0.0	0.0	8.3
	金額	490	12,764	9,014	-	－	2,015,756
	構成比(%)	0.0	0.6	0.4	0.0	0.0	98.9

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【運用の基本理念・哲学】

債券の投資哲学は、債券ポートフォリオの付加価値は様々な要因から創出され得るという信念に基づいています。付加価値要因として、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク及び信用リスクがあります。さらに、主としてトップダウンアプローチに基づき様々なリスク要因を効果的に活用してポートフォリオを分散化し、一層魅力的なリスク・リターンの関係を創出します。株式の投資哲学については、収益とキャッシュフローの成長率が中長期的な超過収益率を創出するという信念に基づいています。したがって、ボトムアップによるファンダメンタルなアプローチで個々の企業の収益とキャッシュフローを分析し、潜在成長力の高い銘柄を発見することが当社の株式投資スタイルです。

【運用方針、特色、得意な運用スタイル】

債券投資については、金利変動リスク（デュレーション、地域別配分、イールドカーブ・ポジショニングを活用）、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスクの4つのリスクを追求しアクティブ運用を行っています。ファンダメンタルな調査を基礎とする定性的プロセスを用い、このプロセスの一部として定量的モデルを使用しています。株式投資については、企業収益やキャッシュフローから適正価格を見極めることにより、市場におりこまれた収益やキャッシュフローの成長率を考慮して割安な銘柄を見出すことを重視しています。

【リスク管理の方法】

当社では、個々のファンドを担当するファンドマネージャーとトレーディング担当者を分離することを原則として組織的な牽制を図り、受益者のための忠実な運用を行う体制を築いています。また、運用部門とリスク管理部門等がそれぞれ運用ガイドライン等の遵守状況のチェックを実施しているほか、月1回開催する考査会議において、運用状況・実績の分析及び評価を行っております。

９．投資に関する意思決定プロセス

当社の投資に関する意思決定プロセスは以下の通りとなっております。

「計画：Plan」
月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。
①為替、債券、株式、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
②債券、株式のバリュエーションを検討
③マクロ経済シナリオを決定
④各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。
①投資方針を承認
②投資実績の報告
③ファンドの運用計画書の承認
④複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」
①運用計画の実施・調整
②調査結果の討議
③ポートフォリオの見直し

「検証：Review」
月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。
①ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証
②ファンドパフォーマンスの要因分析

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

以下は、当社の標準的な固定報酬型の投資顧問料率です。他に成功報酬型もあります。ただし、投資顧問料率は、投資対象・運用手法他により異なりますので個別に協議いたします。

（1）債券

契約資産額	料率（年、税抜）
50億円までの部分	0.40%
50億円超100億円までの部分	0.30%
100億円超	0.25%

（2）株式

契約資産額	料率（年、税抜）
50億円までの部分	0.60%
50億円超100億円までの部分	0.50%
100億円超	0.45%

会社名　恵比寿キャピタル株式会社

所在地　〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町６番５号　兜町第６平和ビル３階

電話　03-6667-0741　ファックス

HPアドレス

代表者　代表取締役　　志田　隆

金融商品取引業登録番号　関東財務局長（金商）第3057号　登録年月日　平成30年5月29日

協会会員番号　012-02825

業務開始年月　平成30年8月31日　資本金　75百万円

作成部署　コンプライアンス管理部　電　話　03-6667-0745

１．業の種別

投資運用業	１．法第２条第８項第12号イに係る業務	②．法第２条第８項第12号ロに係る業務
	３．法第２条第８項第14号に係る業務	４．法第２条第８項第15号に係る業務
投資助言・代理業	１．法第２条第８項第11号に係る業務	２．法第２条第８項第13号に係る業務
第一種・第二種業	１．法第28条第１項に係る業務	２．法第28条第２項に係る業務

２．主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

３．主な株主

株主名	議決権保有比率
恵比寿ホールディングス合同会社	80%
M&Sパートナーズ合同会社	20%

株主名	議決権保有比率

４．財務状況（直近３年度分）　（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2019年11月期	247	247	98	69	150
2018年11月期	2	2	-18	-19	80
年　月期					

５．組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数　11　名

②運用業務従事者数　5　名

内 ファンド・マネージャー数　1　名、平均経験年数　18　年　6ヵ月

内 投信併営会社の場合の　投資顧問部門専任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

投資顧問・投信部門兼任者　　名、平均経験年数　　年　　ヵ月

内 調査スタッフ数　3　名、平均経験年数　11　年　8ヵ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数　0　名

CFA協会認定証券アナリスト数　0　名

＜組織図＞

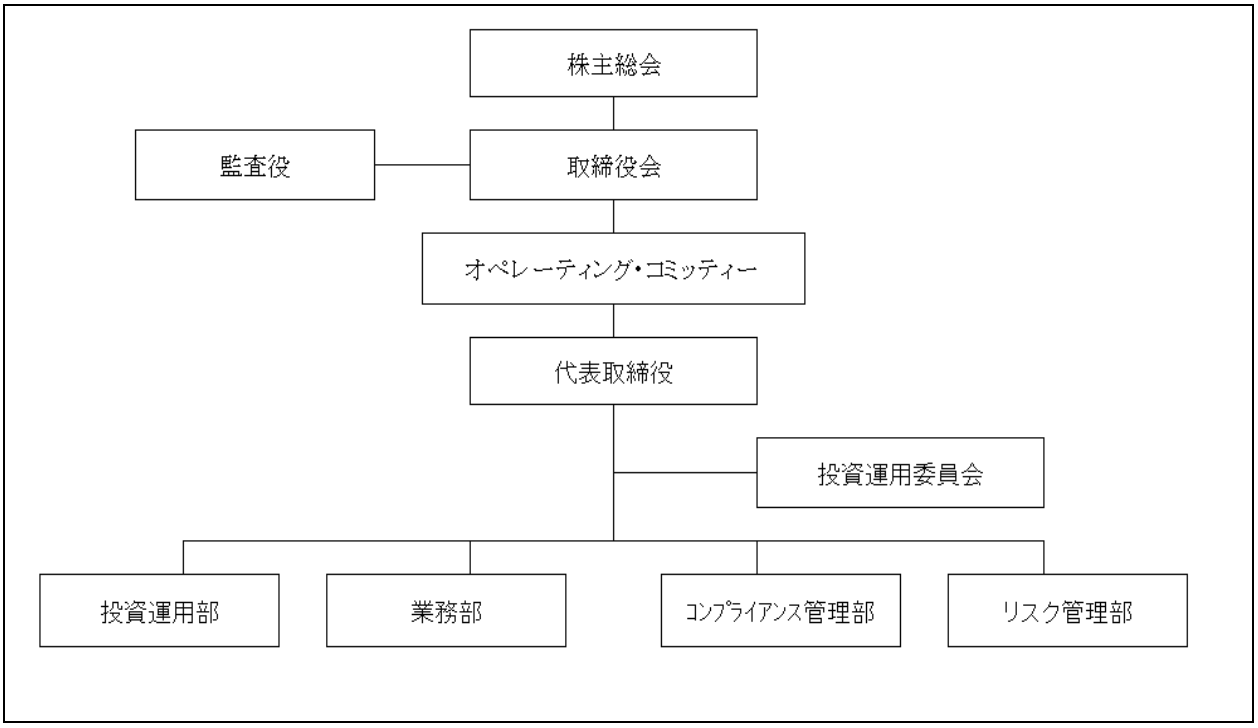

６．投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近１年度分）

１．対象期間　　２０１８年１２月１日～　２０１９年１１月３０日

２．金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備　考
会員自らが顧客の相手方となった取引		．％	
下記①に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	
下記②に該当する法人との取引	Goldman Sachs International	44.6%	有価証券の売買、ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引
	Morgan Stanley&Co.International plc	13.1%	有価証券の売買、ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引
		．％	
		．％	
		．％	
下記③に該当する法人との取引		．％	
		．％	
		．％	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第３号に規定する関係外国法人等に該当する法人

７．契約資産

①契約資産状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	－	－	－	－
		私的年金	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－
		計	－	－	－	－
	個人		－	－	－	－
	国内　計		－	－	－	－

海外	法人	年金	－	－	－	－
		その他	1	25,471	－	－
		計	1	25,471	－	－
	個人		－	－	－	－
	海外　計		1	25,471	－	－

総合計	1	25,471	－	－

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	－　件
	－　百万円
欧州	－　件
	－　百万円
アジア	－　件
	－　百万円
その他	－　件
	－　百万円

③投資対象別運用状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	－	－	－	－	－	－	－	－	1
金額	－	－	－	－	－	－	－	－	25,471

④契約規模別分布状況（2020年3月末現在）　（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
	件数	－	－	－	1	－	－
	構成比(%)	－	－	－	100	－	－
	金額	－	－	－	25,471	－	－
	構成比(%)	－	－	－	100	－	－

８．運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

【投資理念】
アルファの創出と資産保全を通じた内外金融市場の動向に左右されにくい投資リターンの提供を実現する

【特徴】
1） 徹底した調査
・当社はミクロ(企業、業界)やマクロ(経済)に対するファンダメンタル調査を「自社で行うこと」に力点を置き、差別化された投資アイデアの構築、及び投資リターンの再現を図り、アルファの創出に努めます
・当社アナリストは豊富な調査経験と企業との良好な関係を有し、第三者の調査に依存せず、独自の計数予想や仮説構築を行います
・投資対象は国内株式を主体としますが、投資アイデアが最も機能しそうな資産クラスや市場での投資機会も模索します
・新たな調査手法も柔軟に取り入れることで、アルファの創出機会の増加を図ります
2） 顧客資産の保全
・日本株投資の難しさの1つに、日本株の値動きが海外マクロ要因の影響をより頻繁に受けてしまう点が挙げられますが、当社は、マルチアセットでの豊富な投資運用経験を基に、有事の際には迅速、且つ機動的にリスク調整を行います
・徹底した調査に基づき、株式以外の金融商品も扱い、海外マクロ要因の影響を抑え、資産の保存に最大限努めます
3） 運用資産の拡張
・当社は、取引量の多い金融商品を主な投資対象に据え、顧客の資産流動化ニーズ(資産保全)へ迅速に対応するだけでなく、多くの顧客の資産運用ニーズにも対応することが可能です

９．投資に関する意思決定プロセス

投資運用担当者、コンプライアンス管理部長、社外役員等が出席する投資運用委員会（四半期に一度の定期開催および随時）で、「リスク量の上限（レバレッジ）」及びその他投資運用に関する取引制限を定める投資運用の基本方針を協議・決定します。
同基本方針の範囲にて、投資運用担当者が投資情報の収集・調査・分析の結果をもとに、投資対象資産の取得又は売却の投資判断および取引執行を行います。

10．運用受託報酬・投資助言報酬

・投資一任契約に係る報酬
投資一任契約に係る報酬額は、原則として契約資産額に一定の料率を乗じた額とし、同料率はお客様との個別協議に基づいて決定します。

・基本報酬
契約期間に相当する報酬で、お客様の契約資産残高に個別協議に基づいて事前に決定した料率を乗じて算出します。

・成功報酬
運用実績から基本報酬額を控除した金額に、お客様と事前に取り決めた料率を乗じて算出します。成功報酬額の算出にあたっては、ハイウォーターマーク方式を採用しています。

11. その他、特記事項

【沿革】
・2018年1月：会社設立
・2018年5月：投資運用業登録
・2018年9月：資産運用開始